

1

2

3

4

5 **沖縄県の地域外交に関する**

6 **提言書**

7 **【案】**

8

9

10

11

12

13 **令和6年1月**

14 **沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議**

15

1 はじめに

沖縄県では、沖縄県が有する歴史、地理的特性、自然環境に基づく優位性や、観光、経済、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野で築いてきた知識や経験、ネットワーク等を最大限に活用し、アジア・太平洋地域の平和構築と相互発展に向け積極的な役割を果たしていくため、独自の地域外交を展開することとしている。

このため、自治体や民間団体等の様々な実施主体の取組を包括し、沖縄県の地域外交の方向性などを定める「沖縄県地域外交基本方針（仮称）」を今年度中に策定することとしている。

沖縄県が同基本方針を策定するに当たり、歴史、経済、平和、国際協力等、幅広い分野の有識者等から助言、提案等を受けるため、「沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議（以下「本会議」という。）」を開催することとなり、9月から12月の間に計4回の会議を開催した。

本会議では、沖縄県の地域外交に関するこれまでの歴史・経緯や現在の立ち位置、沖縄県の強みを活かした将来の可能性等について、各委員から多様な意見や提案が提示され、大変示唆に富む闊達な議論が行われた。

また、提言全体の考え方について検討した結果、これまでの沖縄の歴史と国際環境の変化等を踏まえて、現在の沖縄の強みと国際社会から求められる要素を整理し、沖縄型地域外交のあるべき姿と具体的な戦略・取組を明確化するとの方角性で提言を構成することとなった。

これを踏まえ、提言の主な内容は、

第一章では、沖縄の歴史と沖縄を取り巻く国際環境として、琉球王国時代、廃藩置県から沖縄戦、戦後の米国統治時代から日本復帰後の現在までの歴史と、これらの時代における国際環境を現段階まで連なる形で整理した。

第二章では、地域外交の意義・定義として、国家間外交と地域外交の関係性、地方自治体が地域外交を行うことの論点や意義、沖縄県が地域外交を行う必要性等を整理した。

第三章では沖縄県の地域外交の展開に向けた分析として、地理的優位性やソフトパワー¹等の沖縄が持つ強みを活用する対象分野と対象地域に関する考え方、沖縄型地域外交のあるべき姿（目指す姿：ビジョン）を示した。

ここでは目指す姿として、1. 平和構築、2. 自立型経済、3. 国際協力・国際貢献の3つの柱を示し、沖縄21世紀ビジョンとの整合性を確認した。

第四章では、ビジョンを実現するための戦略とプロジェクト、推進体制として、沖縄型地域外交のコンセプト、ビジョンと紐づく戦略の考え方と委員から提示されたプロジェクトや取組、沖縄県庁の推進体制等に関する考え方を具体的に提示した。

¹ ソフトパワー：米国ハーバード大学のジョセフ・ナイ教授が提唱した概念のこと。軍事力などの強制的な力により他国に影響力を及ぼすハードパワーに対し、文化、価値観、イデオロギーなど目に見えない間接的な影響力を振り所にした力を指す。沖縄のソフトパワーとしては独自の歴史・文化、健康・長寿、豊かな自然環境、ユイマールの精神や平和を望む県民の心などが挙げられる。

1 このように、本提言書は、沖縄を取り巻く国際環境の中長期の変化等を踏まえて
2 沖縄の地域外交のあるべき姿を展望するとともに、沖縄県が地域外交を推進する上
3 での道筋と考慮すべき事項を提示するものである。

4 この提言が、沖縄県はもとより国内の地方自治体を含む多くの国民に、日本・沖縄
5 が国際社会に果たす役割等について考える一助となれば幸いである。

6

1	<u>目次</u>	
2	第一章 沖縄の歴史と沖縄を取り巻く国際環境	5
3	(1) 沖縄の歴史	5
4	(2) 国際環境の文脈と現段階	10
5	第二章 地域外交の意義・定義	12
6	(3) 地域外交の定義（理論的枠組み）	12
7	第三章 沖縄県の地域外交の展開に向けた分析	19
8	(4) 現在の沖縄が持つ強み.....	19
9	(5) 求められる「外交」の対象・領域	24
10	(6) 沖縄型地域外交のあるべき姿.....	27
11	第四章 戦略とプロジェクト、推進体制	31
12	(7) 沖縄型地域外交の基本コンセプト	31
13	(8) 戦略及び主要プロジェクト	33
14	(9) 推進体制・推進方法	56
15		
16		

第一章 沖縄の歴史と沖縄を取り巻く国際環境

(1) 沖縄の歴史

①琉球王国時代

沖縄県には、450年間続いた琉球王国時代、さらにはその以前から育んだ、他都道府県にはない独自の歴史・文化がある。

琉球王国時代、東アジアの国際関係は明（中国）を中心とした冊封・朝貢体制であった。琉球王国は、周辺諸国に比べて陸地面積こそ極めて小さいが、明（中国）・日本・朝鮮・東南アジア諸国に囲まれた、海路の要に位置する恵まれた地理的特性を生かして、海上交易の担い手として繁栄してきた。

1458年、国王の居城首里城の正殿に懸けられた大鐘（沖縄県立博物館・美術館所蔵）には、次のような銘が刻まれている。

「琉球は南海の勝地にして、三韓（朝鮮）の秀を鍾（あつ）め、大明を以て輔車と為し、日域（日本）を以て唇齒（しんし）となす。此の二中間に在りて湧き出づるの蓬萊嶋なり。舟楫（しゅうしゅう）を以て万国の津梁と為し、異産至宝は十方の刹に充満せり。」²

この銘文を分かりやすく表現すると、「琉球国は南の海の良いところにあり、明（中国）と日本の双方と同時に親密な関係を有する蓬萊（ほうらい）の島で、船で万国の津梁（しんりょう）、いわば架け橋となって貿易を行い、国に宝物が満ちている」というものである。³

琉球にとって追い風となったのが、明（中国）が採用した、沿岸の民が私的に出海することを禁じる海禁政策である。海禁の結果、中国商人を通じて外国の産物入手することが困難となった明は、冊封関係に伴って琉球が朝貢する形式で、それらの物資を入手するシステムを作り上げた。このシステムの中で、明（中国）は、随時通貢の許可、貿易船の賜与、子弟の高等教育の機会提供などの便宜を、琉球のために取り計らった。

琉球は、東南アジアの8つの国と国交を結び、冊封・朝貢体制の中で明（中国）から獲得した陶磁器・織物などを東南アジアに運んで、蘇木・胡椒などの特産物と交換し、それを明（中国）への朝貢品に充てる、というサイクルを回転させた。

このような華々しい活動の記録として、琉球は歴大な外交文書集『歴代宝案』を残した。収められた文書の多くは、琉球・明（中国）間の冊封関係に基づいて両国間でやり取りされたものである。しかし、相対的に少数ながら、琉球と朝鮮及び東南アジア諸国との間でやり取りされた文書も見出され、そこから、海洋アジアの豊饒な交流世界をかいま見ることができる。⁴

このような繁栄を見せた琉球王国であったが、1609年に日本の薩摩藩が3000名

² 外務省 HP「日中歴史共同研究（概要）日本語論文」から引用、一部加筆

³ 首里城公園 HP から引用、一部加筆

⁴ 外務省 HP「日中歴史共同研究（概要）日本語論文」から引用、一部加筆

1 の軍勢をもって琉球に侵攻し首里城を占拠した。それ以後 270 年間にわたり琉球王
 2 国は中国（明朝：1368 年～1644 年、清朝：1644 年～1912 年）の朝貢国でありなが
 3 ら、幕藩体制にあった薩摩に従属する国であるという微妙な国際関係の中で存続し
 4 ていた。しかし、やがて日本の明治維新により成立した日本政府は、琉球の所属問題
 5 に取りかかることになる。

6 まず、1872 年（明治 5 年）、日本政府から維新慶賀を命じられ上京した琉球の慶賀
 7 史に対し、琉球国王尚泰（しょうたい）を「琉球藩王」に冊封する旨の明治天皇の詔
 8 書を交付して持ち帰らせた。冊封詔書には「琉球王国を廃止して琉球藩を置く」とい
 9 う文言はないも関わらず、琉球藩が設置され明治国家の一部となったかのような巧
 10 妙な演出が施された。琉球王国の「主権」を「琉球藩」の看板で覆い隠そうとする外
 11 交術策であったと言えるであろう。⁵

12 そして、1879 年（明治 12）3 月、明治政府は軍隊を派遣し、琉球王府の抵抗を押
 13 し切って、「土地」と「人民」を強制的に奉還させ、首里城から国王尚泰（しょうた
 14 い）を追放した。同年 4 月に政府は、琉球藩を廃して沖縄県を設置し、国内外に「廃
 15 藩置県」を宣布した。ここにおいて、琉球王国は滅亡した。⁶

16 沖縄県の初代県令として、鍋島直彬が任命された。また県政を統括する県庁は那
 17 覇におかれた。沖縄県令は法律上の権限は地方費の徴収などの権限も未施行だった
 18 ため「内地」各府知事・県令よりも弱いものであった。⁷

19 政府は沖縄県設置後の沖縄統治の基本方針として、土地、租税など急激な改革に
 20 より社会的動揺が拡大しかねないことを危惧して、琉球王国から続く「旧慣諸制度」
 21 を存続させる政策を採り、明治維新後に日本本土で実施された近代的諸改革の多く
 22 を沖縄では実施しなかった⁸。

23 一方、旧慣存続の政策下にありながら、政府や県当局は、教育の分野に力を注ぎ、
 24 日本の教育制度を志向した学校教育の導入と普及に努めた。政府や県は旧世代の
 25 人々の速やかな帰順についてはほぼ諦めて子弟の世代から日本への「同化」に期待
 26 をかけ、そのための教育の導入と普及を喫緊の課題と見なした。⁹沖縄人の同化・皇
 27 民化は、特に学校教育を通じて鼓舞され、しばしば強制を伴いながら浸透させられ
 28 ていった。

29 第一次世界大戦後の反動恐慌に続き、世界恐慌に連動した昭和恐慌で日本経済は
 30 大打撃を受けた。沖縄経済も「ソテツ地獄」と言われる慢性不況に陥った。¹⁰この「ソ
 31 テツ地獄」などの経済的苦境は、人々を疲弊させ、沖縄県も財政的な困難に見舞われ
 32 た。

33 満州事変や日中戦争に突入すると、日本国内は国家総力戦にそなえた銃後国民の
 34 戦時体制が整備されていった。沖縄も第二次世界大戦の敗戦まで戦争に巻き込まれ
 35 ていった。¹¹

⁵ 沖縄県史 各論 5 近代（P.21-22）から引用、一部加筆

⁶ 沖縄県史 各論 5 近代（P.72）から引用、一部加筆

⁷ 沖縄県史 各論 5 近代（P102）から引用、一部加筆

⁸ 沖縄県史 各論 5 近代（P489）から引用、一部加筆

⁹ 沖縄県史 各論 5 近代（P491-492）から引用、一部加筆

¹⁰ 沖縄県史 各論 5 近代（P566）から引用、一部加筆

¹¹ 沖縄県史 各論 5 近代（P598, 600）から引用、一部加筆

②気候風土や沖縄戦等の経験・歴史

近代日本の一部となった沖縄県であったが、第二次世界大戦においては、我が国で唯一の住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの尊い人命や文化財、豊かな自然等が失われた。1995年、戦後50周年に建設された「平和の礎」には県民の平和を愛する信念に基づき、敵味方の区別なく沖縄戦での全戦没者の氏名が刻銘されている。県民の心に深く刻まれた痛みは平和を希求する「沖縄のこころ」、具体的には、「二度と戦争を起こしてはいけない」、「戦争を憎んで人を憎まず」、「自分が他人から痛みつけられても寝付けるが、他人を痛みつけては寝付けない。」という平和思想やヒューマニズムとして受け継がれてきた。

1945年に終戦を迎えてからも、日本は、1952年のサンフランシスコ講和条約により独立をはたしたものの、沖縄はなお、1972年までの27年にわたり日本国の施政権から分離され、米国統治下に置かれることとなった。¹²

日本国から分離され軍事優先の政策が採られた後、沖縄では、基地建設のための土地の強制接収に反対する「島ぐるみ闘争」などが起こった。沖縄住民は日本の平和憲法の下での基本的人権の保障を願い、長きにわたる復帰運動を経て、1972年5月15日に日本本土への復帰を果たした。¹³

こうした歴史的特性に加え、亜熱帯海洋性気候に属する島しょ性という条件の下、しなやかに生き抜くという県民の精神文化が育まれてきた。なかでも、「命どう宝」や「ユイマール（相互扶助）」、「チムグクル（肝心）」、行き逢えば分け隔てなく付き合う「イチャリバチョーデー」など多様な価値の受容、相互扶助といった精神文化が大切に継承され、人間的にも国際的にも、異なる考えをもつ他者を排除することなく平和的に対応する素地を形成していると考えられる。

沖縄の文化の根底に流れる人間中心の精神文化は、今日の国連が推進するSDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」とも一致するものである。また、古くは中国や東南アジア諸国等との交易・交流を通じて多くの文化を吸収し調和させ、日本本土とは異なる歴史の中で培われてきた沖縄の文化は、本県が有する人々を惹きつける魅力「ソフトパワー」の要素としても現在に受け継がれている。¹⁴

③海外移民など外部との繋がり

また、島しょ社会である沖縄は、戦前から戦後にかけて多くの県民が様々な苦難を乗り越え、ハワイや米国本土、南米諸国等へ移住した、我が国有数の移民県である。

世界に広がるウチナーンチュ（県系人）は、約42万人といわれており、沖縄の文化等の継承と発信に重要な役割を担っている。このようなウチナーネットワークは、約5年に一度、沖縄で開催する「世界のウチナーンチュ大会」をはじめ、若者やビジ

¹² 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画から引用（P10）、一部加筆

¹³ 平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書から引用（P1）、一部加筆

¹⁴ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画から引用（P10）、一部加筆

1 ネスなど様々な交流を継続させる基盤となっており、本県及び県系人双方の貴重か
2 つ大きな財産となっている。¹⁵

3 海外のウチナーンチュは、県人会や模合（もあい：沖縄の伝統的な相互扶助システ
4 ム）を通してお互いを助け合い、異国の地で度重なる危機を乗り越えてきた。そして
5 その支援の手は、悲惨な地上戦で廃墟と化した沖縄にも差し伸べられ、人々の厳しい
6 戦後を支えた。ハワイ県系人による 550 頭の豚輸送から首里城再建支援に至るま
7 で、困難な社会状況にあって沖縄の「ちむぐくる」、助け合いのネットワークを強め
8 てきた。

9 海外コミュニティでは現地文化との融合が進み、世代が進むごとに沖縄文化を
10 多様化させており、沖縄に依存しない海外コミュニティ同士の交流も盛んになっ
11 ている。このように、沖縄を起点としつつ世代や現地文化に応じて新たな展開を見
12 せていく複合的なウチナーネットワークのあり方は、豊かな文化的多様性をその関
13 係にもたらし、「万国津梁の島」として多様性への理解と共生を学ぶ機会を、沖縄県
14 にも提供している。¹⁶

16 ④日本復帰後の沖縄の振興・発展と地域外交への志向

17
18 1972 年（昭和 47 年）5 月 15 日の復帰に際して、「沖縄を平和の島とし、わが国と
19 アジア大陸、東南アジア、さらにひろく太平洋圏諸国との経済的、文化的交流の新た
20 な舞台とすることこそ、この地に尊い生命を捧げられた多くの方々の霊を慰める道
21 であり、沖縄の祖国復帰を祝うわれわれ国民の誓いでなければならない」との一文
22 を含む政府声明が出された。¹⁷

23 その後、日本政府による第 5 次にわたる沖縄振興政策とともに、沖縄県としても
24 独自の地域外交を志向する動きがみられた。例えば、1996 年（平成 8 年）の国際都
25 市形成構想、2010 年（平成 22 年）の沖縄 21 世紀ビジョンなどにおいて、沖縄をア
26 ジア太平洋地域の国際交流拠点とする構想が示された。県民から高い関心と支持が
27 寄せられたことを踏まえ、2002 年（平成 14 年）の沖縄振興計画、2012 年（平成 24
28 年）の沖縄 21 世紀ビジョン基本計画において、地域外交に関する施策が主要政策
29 の一つに位置づけられ、推進された。

30 国においても、平成 24 年の沖縄振興基本方針の中に「沖縄はアジア太平洋地域へ
31 の玄関口として大きな潜在力を秘めており、日本に広がるフロンティアの一つとな
32 っている。沖縄の持つ潜在力を存分に引き出すことが日本再生の原動力にもなり得
33 る」旨が示され、沖縄には日本経済をけん引するポテンシャルがあり、これを支援し
34 ていくこととしている。

35 このような日本政府及び沖縄県の取組により、成長著しいアジアに隣接する沖縄
36 県の経済は、景況や成長率等において全国を上回るまでに至り、アジアのダイナミ
37 ズムを取り込んだ経済発展のメカニズムが始動する兆しが見られた。また、沖縄の
38 地域外交においても、とりわけ経済分野でのアジアの国・地域等との連携に繋がる
39 可能性が示唆された。

15 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画から引用（P11）、一部加筆

16 海外ネットワークに関する万国津梁会議 提言書（2021 年 10 月）P23 から引用、一部加筆

17 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画から引用（P1）、一部加筆

1 しかしながら、2020年（令和2年）の新型コロナウイルス感染症の拡大が沖縄県
2 を含め我が国及び世界全体に甚大な影響を与えた。加えて気候変動によるリスクや
3 新興国の台頭に伴う国際秩序の変化など本県を取り巻く環境は混沌とした状況にあ
4 る。

5 変化する国内外の諸情勢や新たな時代潮流の中にあつて、我が国の南の玄関口に
6 位置する地理的特性や南西端の広大な海域を確保する海洋島しょ性、アジア諸国と
7 の交易・交流の中で培ってきた歴史的・文化的特性など、沖縄県が有する地域特性
8 は、より一層重要性を増している状況となっている。¹⁸

9 2022年（令和4年）は、沖縄が本土に復帰して50年の節目の年となった。本土復
10 帰後も、沖縄県は基地問題を抱えている。また、米中対立が激化し、戦争状態に突入
11 すると沖縄が戦場となることも予想される。さらに、また、ハード面の軍事化だけ
12 ではなく、沖縄の地域社会のつながり、「ユイマール」や「ユンタク」の文化も、社会
13 の軍事化によって壊されていくリスクもある。このような社会情勢のなか、今こそ
14 沖縄県は地域外交を行い、平和をつくっていくことが求められる。

15 沖縄県は、大きな節目に生きる県民の決意として、平和を希求する先人達の思い
16 を引き継ぐとともに、子や孫たちのためによりよい未来を創造する架け橋となるた
17 め、日本及び世界における沖縄の役割をあらためて認識し、自らの手で沖縄の進化・
18 発展を志向していくことを表明している。¹⁹

19 沖縄復帰50周年式典において内閣総理大臣は「平和創造拠点としての沖縄の発展、
20 国際的なネットワークの形成を目指す」と述べた。

21 2023年に入り、新型コロナウイルスへの対応はウィズコロナの時代となり、世界
22 の人流、物流が再び動き始めた。沖縄県においても国内観光客がコロナ前の水準に
23 達するなど、経済面の回復の期待が高まってきている。

24 このような流れを踏まえ、沖縄県では、2010年（平成22年）に策定した沖縄県の
25 基本構想となる沖縄21世紀ビジョンと、同ビジョンを踏まえ2022年（令和4年）
26 に策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、観光、経済、文化その他の
27 多様な分野における沖縄独自の地域外交に強力に取り組み、アジア太平洋地域の国
28 際交流の拠点の形成を目指す取組を進めている。

¹⁸ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画から引用（P1）、一部加筆

¹⁹ 平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書から引用（P12）、一部加筆

（2）国際環境の文脈と現段階

琉球王国以来の沖縄は、中国、日本、米国等の大国の狭間に位置して、大国に翻弄されてきた。台湾の政治学者、呉叡人は、東アジアにおいて中国、ロシア、日本、米国という「4つの帝国」の狭間に置かれた「5つの辺境」（北朝鮮、韓国、沖縄、台湾、香港）の1つとして沖縄を位置づけている²⁰。これらの辺境は列強の境界領域（インターフェイス）あるいは緩衝地帯（バッファー）となった。他の4つの辺境もそれぞれに大国に翻弄されてきたが、沖縄についていえば、日中両属を経て日本に併合され、アジア太平洋戦争において本土防衛の「時間かせぎ」に利用され（沖縄戦）、第2次世界大戦後は米国の世界戦略および日本防衛のための軍事基地という役割を担われてきている。1945年から1972年までの米軍統治下においては憲法による人権保障のない状態におかれ、また1972年の本土復帰後も「構造的沖縄差別」といわざるをえないような過重な基地負担を担ってきた。同時に、沖縄は東アジアの中央に位置する島しょ社会であり、東アジア全域との交易・交流のネットワークを築いてきた。また、沖縄県出身者（県系人、ウチナーンチュ）は世界各地へ移民し、そのウチナーネットワークは沖縄の国際関係を支える重要な資産となっている。

ここから沖縄の2つの方向性が出てくる。1つは、大国に翻弄される状況の中で、いかに自らの安全と生存を確保するかが切実な問題として自覚されるということであり、もう1つは、東アジアや東南アジア各地との交易・交流のネットワークという遺産、日本とアジアをつなぐ結節点という位置を現在の状況の中でいかに活かしていくかということである。いずれにしても、日本政府の外交・安全保障政策を尊重しつつも、沖縄県独自の地域外交をいかに構想し、実践するかという課題は沖縄県にとって避けることができないものとなるだろう。

大国の狭間という沖縄の位置を戦略的に捉え返すと、沖縄は緩衝地帯（バッファーゾーン）となりうるということである。ここでいう緩衝地帯とは、単に大国間における中間地帯という意味ではない。「平和のための緩衝地帯」として積極的に沖縄を位置づけて、大国間の軍事対決を克服しようとする方向性である。これは近年沖縄県あるいは研究者が主張しているところであり、沖縄県の地域外交を考えるうえで、欠かせない視点であるといえよう。

国際環境の現段階について観察してみると、3つの傾向が指摘できると思われる。

第一に、「ポスト冷戦の時代」（大国間協調の可能性があった時代）が終わり、大国間の対決が顕著になっていること。それに伴い、国際関係が不安定化し、地域紛争が多く勃発し、難民、貧困などの問題が世界的規模に広がりを見せていることである。

²⁰ 呉叡人著／駒込武訳『台湾、あるいは孤立無援の島の思想』（みすず書房、2021年）256頁。

1 2022年のロシア・ウクライナ戦争の勃発、2023年のガザ情勢の悪化はその一例にす
2 ぎない。東アジアにおいては中国と米国側（日本・韓国・台湾）の緊張が高まってい
3 る。それにともなって、大国の狭間に位置する台湾、沖縄は武力紛争に巻き込まれる
4 リスクが高まっていることを自覚せざるをえない。

5 第二に、グローバルなパワーシフトが起きつつあること²¹。まだG7諸国の経済規
6 模がBRICSのそれよりも大きい、BRICSおよびASEANの経済規模、政治的存在感
7 は高まりつつある。このようなパワーシフトが起きつつある現在、日本と新興諸国と
8 の結節点となりうる沖縄の位置、新興諸国の経済成長を日本に取り込みうる沖縄の
9 位置を再認識して、沖縄の対外関係を考える必要があるだろう。

10 第三に、ポスト冷戦の時代から、国際政治、平和構築における市民社会アクターの
11 役割は大きなものとなっていたが、それが現在、複雑な状況におかれていること。一
12 般的にいて市民社会アクターは国家間対立を乗り越えて（「越境」して）関係を構
13 築する可能性を持っているが、国家間対立が厳しくなると、市民社会アクターの「越
14 境性」は制約されがちである。あるいは国家の安全が脅かされているという認識（場
15 合によっては口実）は、その国家の国内の市民社会の活動を制約する方向へ向かう。
16 そのような意味ではいまの世界には「戦時」というべき領域が広がっているといえ
17 るのかもしれない。このような中で、沖縄県の地域外交はいかに東アジアの緊張緩和
18 に貢献しうるかが問われると同時に、期待もされるだろう。東アジアの緊張緩和
19 はまさに沖縄県の安全と生存に直結する。

20
21 以上の国際環境の現段階を踏まえて、沖縄県の地域外交の方向性を考えるならば、
22 東アジアにおける大国間対決・緊張の中で、抑止力強化という対応だけではなくて、
23 沖縄県のようなアクターがアジア太平洋地域との経済分野を含む関係を構築し、緊
24 張緩和の方向へ行動するものとして、沖縄県の地域外交を構想することができるだ
25 ろう。また沖縄戦の経験に立脚する沖縄県の平和観・価値観にもとづいて、世界で起
26 きている戦争、人道危機に対してメッセージを発信することや、平和構築のための
27 人材を育成すること等も、沖縄県の地域外交の内容となるだろう。

²¹ アミタフ・アチャリア著／芦澤久仁子訳『アメリカ世界秩序の終焉——マルチプレックス世
界のはじまり』（ミネルヴァ書房、2022年）。

第二章 地域外交の意義・定義

(3) 地域外交の理論的検証と沖縄型地域外交の位置づけ

① 国家間外交と地域外交

近代国家の成立以降、外交とは基本的には国家間に存在する枠組みで、国の専権事項とされてきた。そして、一般的な国家外交は政治、経済、文化の要素から構成され、国家の繁栄や世界平和を目指すものであると考えられてきた。

しかし、近年、国家間の交渉によって、結果として地域のウェルフェアが損なわれるケースが生じることや、国際社会に日本の魅力を伝え、国際的なプレゼンスを高めることにおいて、国だけでは限界があることが明らかになっている。

加えて、様々な国・地域との関係づくりという観点では、国対国の関係だけでなく、自治体、大学、NGO・NPO など様々な層での関係づくり・コミュニケーションが重要性を増している。

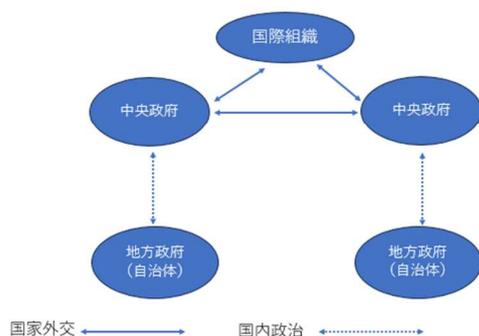
このように、地域や民間等の様々なアクターが、国とは相互互恵的な関係を呈しながら、マルチトラック外交²²の役割を担ってきている。

地域・自治体による外交を考える際には、いわゆる外交儀礼や条約等ではなく、交流やダイアログ²³といった幅広い活動を捉えて外交を定義することが必要である。

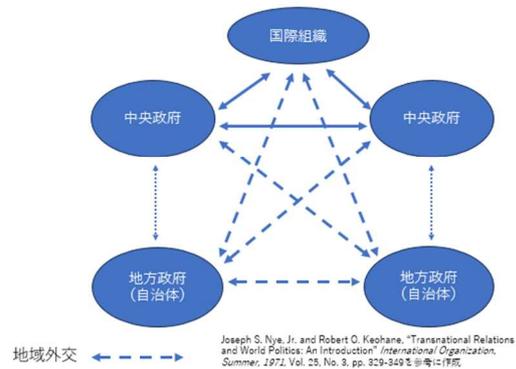
地域・自治体による外交活動の目的は、国家間外交が目的とする国益の最大化のために地域のウェルフェアが損なわれる場合があることを想定し、これを回避すべく、地域・自治体の視点で海外の地域・自治体との交流、連携、対話等の活動、いわゆる地域外交を行うことも含まれると考えられる。

さらに、このような地域外交は地域のウェルフェアの損失回避のみならず、地域のウェルフェアを更に高め、最大化することも目指すことが可能となると考える。

国家間外交の概念図



地域外交の概念図



図：国家間外交と地域外交の概念図（小松寛委員作成）

²² Louise Diamond and John W. McDonald, Multi-Track Diplomacy: A Systems Approach to Peace, Kumarian Press, 1996.

²³ ダイアログ (dialogue) : (2人以上による) 対話、話し合い、意見交換などを意味する。

1
2
3 <参考：国際法・国内法の規定の確認>

4 ここから、国家間外交と地域外交の関係性を理解するための一助として、国際法、
5 国内法における規定を確認の上、考察を加えることとする。

6 まず、国際法として、国を代表する外交使節団の任務の能率的な遂行を確保する
7 こと等を目的とする「外交関係に関するウィーン条約」が定める、外交使節団の任務
8 は以下の通りである。

9 第三条

10 1 使節団の任務は、特に、次のことから成る。

11 (a) 接受国において派遣国を代表すること。

12 (b) 接受国において、国際法が認める範囲内で派遣国及びその国民の利益を保護
13 すること。

14 (c) 接受国の政府と交渉すること。

15 (d) 接受国における諸事情をすべての適法な手段によって確認し、かつ、これら
16 について派遣国の政府に報告すること。

17 (e) 派遣国と接受国との間の友好関係を促進し、かつ、両国の経済上、文化上及
18 び科学上の関係を発展させること。

19 2 この条約のいかなる規定も、使節団による領事任務の遂行を妨げるものと解し
20 てはならない。

21
22 上記規定をみると、第3条第1項の(a)から(d)までの任務は専ら国家(政府
23 機関)のみが行う業務として行われるものと考えられるが、(e)については、国
24 家(政府機関)のみが行うこともあり得るものの、通常、一般的な友好関係の促進や
25 経済、文化、科学の分野における関係発展の取組は、民間団体、企業、地方自治体、
26 学術研究機関等の非政府部門²⁴と連携して、若しくは協力を得て行うものが多いと考
27 えることが自然である。

28 これを踏まえると、国際法上、国家間の外交であっても全ての事項を国家(政府
29 機関)のみが行うのではなく、関係国間の友好関係の促進等については非政府部門
30 が政府機関と連携・協力する等の形式で関与することも想定されていると考えられ
31 る。

32
33 次に、国内法として、「外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)」が定める、
34 外務省の任務及び所掌事務にかかる規定は以下のとおりである。

35
36 (任務)

37 第三条 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積
38 極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を
39 維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図る

²⁴ 地方自治体が政府部門に含まれるか否かについては議論がある。本提言では、日本政府の台湾に対する基本的な立場における「非政府間の実務関係を維持する」を踏まえ、「非政府部門」を国の行政機関以外を指すものとし、沖縄県等の地方公共団体を含むものと整理する。

1 ことを任務とする。

2 2 前項に定めるもののほか、外務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要
3 政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4 3 外務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

5
6 (所掌事務)

7 第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさど
8 る。

9 一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関すること。

10 イ 日本国の安全保障

11 ロ 対外経済関係

12 ハ 経済協力

13 ニ 文化その他の分野における国際交流

14 二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他外国（本邦の域
15 外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関すること。

16 三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国
17 際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との
18 協力に関すること。

19 四 条約その他の国際約束の締結に関すること。

20 五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

21 六 日本国政府として処理する必要がある涉外法律事項に関すること。

22 (以下、七から二十五まで省略)

23 二十六 政府開発援助のうち技術協力に関する関係行政機関の行う企画及び立案
24 の調整に関すること。

25 (以下、二十六から二十九まで省略)

26
27 同法三条第1項に定める外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持、良好な
28 国際環境の整備、調和ある対外関係を維持・発展及び国際社会における日本国及び
29 日本国民の利益の増進であり、基本的には平和的な外交手段により推進される性質
30 のものと考えられる。このことは、沖縄県が日本政府に求めている外交姿勢と合致
31 するものであり、沖縄県は自らの特性を生かしてこれに寄与する姿勢を示している。

32 また、同法四条に定める外務省の所掌事務は、日本の安全保障や対外経済関係、
33 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉や条約その他の国際約束の締結など、
34 外務省が自ら行うものが大部分を占めているが、外交政策に関する4つの事項の一
35 つとして挙げられている「文化その他の分野における国際交流」や「政府開発援助の
36 うち技術協力」については、外務省が民間部門の多様な国際活動や民間企業の技術
37 力を活用して行うものも含まれると考えることが自然である。

38 これらを踏まえると、国内法においても、我が国の外交は平和的な手段により推
39 進するものであり、かつ外交活動の全てを日本政府のみが行うものではなく、地方
40 自治体や民間団体・企業等と連携して、若しくは協力を得て行うものや、地方自治
41 体、民間団体等の活動を支援して行うものも含まれると考えられる。

42 実際の施策においても、外務省はオールジャパン外交を推進するため地方連携室
43 を設置し、日本外交の重要なパートナーとして地方自治体や民間団体等の連携を図
44 っている。

②地域外交の定義をめぐる論点

「地域外交」とは、自治体、企業、NGO・NPO、市民など様々な主体が国境を超えて多様な分野において国際交流、国際協力などの活動を展開し、国の外交と連携して、あるいは国の外交から漏れたものを担い、もって地域住民のウェルフェアを高めるものという考え方がある。

また、地域外交とは、国家間の外交にプラスの影響を与えうるもの、という積極的な意義づけを加える考え方もある。

この他、「地域外交を国の外交を補完するもの」とする場合、国交のない地域と関係を結べないのかといった論点があり、補完という表現を用いない方がよいという意見もある。

なお、地域外交とはいえ「外交」の一環として行われることによるリスクや責任が伴うことから、「地域外交」の主体は、自治体に特定されるべきとの考えもある。

このように、本会議では、地域外交の定義について様々な角度から意見が示された。沖縄県においては、地域外交基本方針の策定に当たり、国が行う外交との関係性等の基本的な考え方の整理に加え、本会議の意見を踏まえ、地域外交の定義を示していく必要がある。

③地方自治体が地域外交を行う意義

地方自治体の行う地域外交は、国家間外交では担うことのできない、独自の役割を地方自治体の主体性に基づいて行うものである。

また、軍事力を有しない地方自治体の地域外交について、その手法は平和的なものとなる。このため、国際協調・国際規範を謳い、全方位外交を志向していくことができる。

各国・地域との信頼を醸成する上で、共創（Co-Creation）の関係を構築することや、首長の政治姿勢に拘わらず、一貫性のある持続的な取組とする必要がある。

そして、バイラテラル・マルチラテラル²⁶での活動を織り交ぜた地域外交を行うことが望まれる。

<参考：日本政府の取組の整理>

日本政府の取組を概観すると、外務省のホームページでは、『国民とともにある外交』として、「観光やビジネス、留学、途上国支援などの様々な目的の下、大勢の日本人が海外に渡航したり、滞在したりしています。外務省はこれら在留邦人の生命・身体の安全を守るとともに、国際協力や国際交流など外交活動の一端を担うような

²⁶ バイラテラルは2者で行うもの、マルチラテラルや3者以上で行うものとされている。

1 個人や団体の活動も積極的に支援しています。」としている。²⁷

2 さらに、同ホームページでは、『地方連携（グローバル外交ネット）』について、「近
3 年、地方自治体や地域で活躍する各種団体は、伝統的な親善交流（姉妹・友好都市交
4 流）のみならず、文化交流、経済交流（輸出振興、観光誘致など）、更には国際協力
5 に至るまで、様々な国際的取組を積極的に行っており、国際的な相互理解、国際社会
6 における日本の地位の向上、日本のブランド力強化などの面で、外交上の重要なプ
7 レイヤーとしての役割を果たしています。外務省としても、オールジャパンでの総
8 合的外交力を強化するため、このような国際的取組を進める地方や地域との連携を
9 強化する各種の取組を積極的に実施しています。」と示し、施策の3つの柱として、
10 地方の魅力を世界に発信する場の提供、地方の国際的取組への支援、地方の国際交
11 流に関する情報交換の場の提供を推進するとしている。

12 また、日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う外務省関連機関として、開発途
13 上国への国際協力を行っている独立行政法人国際協力機構（JICA／ジャイカ）は、全
14 国に14か所の拠点を設置するとともに、地域のJICAの窓口として、地方自治体が
15 実施する国際協力事業の活動拠点に国際協力推進員を配置し、地域が行う国際協力
16 への支援、広報及び啓発活動、自治体などが行う国際協力事業との連携促進等を実
17 施している。

18 さらに、総務省関連機関の一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR／クレア）は、
19 地方自治体が地域経済活性化、多文化共生、人材育成などの課題に直面し、国際的な
20 視野に立った戦略・事業運営が不可欠になりつつあることを踏まえ、国際イベント
21 の参加、人材交流の仕組みづくり、海外事情のリサーチなど、自治体の国際化を多
22 方面から支援している。

23 加えて、経済産業省所管の独立行政法人日本貿易推進機構（JETRO／ジェトロ）は、
24 グローバル時代の地方創生に貢献するため、ジェトロが有する国内外の政府や自治
25 体・企業とのネットワーク、対日投資や海外展開の経験・ノウハウを最大限生かし、
26 日本の地方と海外を直接つなぐことで、より具体的成果につながる総合的な支援策
27 として、地方自治体の外国企業誘致支援、地元農林水産物・食品の輸出支援、「地域
28 の稼ぐ力」の形成支援、海外ビジネスに取り組む地元企業への支援等を提供してい
29 る。

30 ここまで述べた現状を踏まえると、地方自治体が行う地域外交を行うことは、当該自
31 治体の利益につながる意義を有するのみならず、我が国の外交政策においても、地
32 方・地域の特性を活用して、日本の多様な魅力の発信やきめ細かな国際貢献を推進
33 する上でも、大きな意義を有していると考えられる。

34 35 36 ④ 沖縄県の地域外交

37 38 ア 沖縄県が地域外交を行う必要性

39 外交関係は主として国家がその役割を担っている。しかし、国家間外交の効果が

²⁷ 外務省 HP「国民と共にある外交」から引用、一部加筆。次の段落も同じ。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kokumin_gaiko.html

1 地域住民のウェルフェアを損ねる場合あるいは、国家間外交では限界がある場合に
2 は、沖縄県を含め、地方自治体が自立的、主体的に外交的役割の一部を担う必要が出
3 てくる。課題によっては国益と県益が相反することも予想され、十分な検討・調整が
4 必要となる（例、過重負担の米軍基地問題要請など）。

5 地域外交は、国の外交と連携し強化していく一方、他の地方自治体や県民、NGO・
6 NPO、企業、市民団体などとも連携することで、各国・地域の地方自治体や海外の様々
7 な主体・団体と、重層的・多面的な交流や対話を進めていく。それにより、沖縄県民
8 のウェルフェアを高め、ひいては国に貢献するものである。今、沖縄県が地域外交を
9 積極的に行うことは、時機を得た取組である。

11 イ 沖縄県が行う地域外交（沖縄型地域外交の定義）

12 沖縄県は、琉球王国時代の「万国津梁」に代表されるように、その歴史的経緯等から
13 地域外交を志向するとともに、沖縄振興に資する地域外交の能力を潜在的に秘め
14 ている。

15 近年の国際情勢を踏まえ、沖縄県の地域外交は東アジアの中心に位置するという
16 地理的優位性、独自の歴史や文化に基づくソフトパワー、島しょ地域に由来する知
17 見や技術、世界に広がる人的ネットワークなどといった強みを有する。このような
18 沖縄固有の特性を活用しながら関係する国・地域との国際交流・国際協力等に積極
19 的に取り組むことにより、これらの国・地域との信頼関係を構築し、平和創造や相互
20 発展に資するとともに、ひいては日本外交に貢献することが沖縄型地域外交と定義
21 できる。

22 <参考：沖縄県の地域外交の総合力・潜在力に関する情報整理>

23
24
25 ここで沖縄県の地域外交の総合力・潜在力に関する情報を整理の上、考察する。

26 まず沖縄県及び県内市町村が海外の自治体等と締結した友好・姉妹都市の締結状
27 況である。沖縄県が4件、県内市町村が19件となっている。相手方自治体を国別に
28 みると、米国、中国、南米等が多くなっている。一方、沖縄と豊富な交流実績をもつ
29 台湾については、先島の3地域のみでの締結となっており、沖縄本島における締結可
30 能性の検証が必要である。²⁸

31 また、県内の民間団体を含め、海外の相手方とMOUを締結した件数は、把握して
32 いるもので90件であり、県内の様々な主体が積極的に国際的な活動を行っているこ
33 とが確認できる。一方、これらのMOUが全て順調に機能しているか否かについては、
34 今後調査が必要であり、課題を抱える案件がある場合はフォローの検討が必要であ
35 る。²⁹

36 これら県内の取組を支える重要な機関を見ていくと、JICAは、全国47都道府県に
37 14の国内機関を設置し地域と連携した開発途上国への協力を行っているが、沖縄県
38 に設置されているJICA沖縄は沖縄県のみを対象とした機関である。またJICAは、
39 沖縄振興特別措置法において、開発途上国への国際協力事業を通じ沖縄振興に寄与
40 することが定められており、これを踏まえJICA沖縄では県内の関係者と連携した活

²⁸ 沖縄県の交際交流（交流推進課業務概要）（令和4年3月）資料編 P-69～76

²⁹ 沖縄県産業振興公社まとめ（最終更新日：令和5年1月10日）

1 動を積極的に行っている。

2 また、JETRO 沖縄においては、県内企業向けに貿易投資相談やオンライン商談会、
3 海外市場への展開に向けたウェビナー開催等の施策に積極的に取り組むことに加え、
4 国内有数の食の商談会である「沖縄大交易会」において JETRO 主催の商談会を開催
5 する等、沖縄県や県内経済団体等と緊密に連携している。

6 さらに、近年は沖縄科学技術大学院大学 (OIST) が世界最高水準の研究機関として
7 積極的に活動しており、所属する研究者がノーベル賞を受賞するなど、国際的な関
8 心を飛躍的に高めている。また、琉球大学を始めとする県内大学においても、海外の
9 大学との連携など国際的な活動を継続して展開している。

10 このほか、沖縄県国際交流財団など県内で国際交流活動を支えてきた機関につい
11 ても、継続的に活動が行われている。

12 これらの県内行政機関、公的機関、関係企業、民間団体等の取組は、個別にみても
13 価値が高いものであるが、これらを重層的・相互補完的に連携させ相乗効果を発揮
14 させることが十分に可能である。

15 また、これらの取組を沖縄の総合的な外交能力として国内外に発信することによ
16 り、海外に向けた沖縄ブランディング構築の成果を創出し、ひいてはアジア太平洋
17 地域の平和と相互発展に資する国際環境を沖縄から創出する成果を目指していける
18 ものとする。

19
20

21

第三章 沖縄県の地域外交の展開に向けた分析

(4) 現在の沖縄が持つ強み

① 地理的優位性とアジアの発展可能性

沖縄県は、成長著しいアジアに隣接し、我が国の南の玄関口にある。日本本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置し、那覇から半径 2,000km 以内には東京、ソウル、北京、上海、マニラ、香港などアジアの中心都市が入り、特に台北とはわずか 600km の距離にあるなど、人、モノ、資金、情報が集積する「アジアの結節点」として発展し得る独自の可能性及び潜在力を有している。³⁰

平成 29 年 2 月に公表されたアジア開発銀行の 2030 年（令和 12 年）における経済成長予測及び国連人口推計によると、2030 年のアジア・太平洋地域全体の推計では人口約 44 億人とされ、この人口規模は 2030 年の全世界の人口約 85 億人の過半に相当する規模となる。その後もアジア地域の人口は 2050 年まで増加し、経済規模も中国とインドを中心にシェアを拡大していくことが予想されている。また、アジア開発銀行「アジア 2050」（平成 23 年 8 月）によると、2050 年までに世界 GDP に占めるアジアの構成比が 52% に達するとの「アジアの世紀」の到来シナリオも示されている。県が東アジアの中心に位置するという地理的優位性を「アジアの橋頭堡（結節点）」として最大限に発揮して、アジア地域のダイナミズムを取り込むことが、今後ますます重要になると考えられる。³¹

このような東アジアの中心に位置する地理的優位性や、後述するソフトパワーなど、本県の比較優位を生かした産業構造を構築していくことにより、成長が著しいアジアへの我が国の南の玄関口及び結節点として大きな優位性となりうる。³²

ここまでの整理を踏まえ、今後の地域外交においては、アジアの成長を取り込むのみならず、近隣諸国の多様な立場のステークホルダーと対話しながら新しい価値を生み出していく「共創＝コ・クリエーション (Co-Creation)」の概念を取り入れることにより、沖縄の経済が近隣諸国と共に持続的に成長するような好循環を創出することを目指す必要がある。

② 沖縄の精神文化とソフトパワー

琉球王国時代にはアジア諸国との交易・交流で繁栄し、戦後には米国からの影響を受けるなど、時代の波に翻弄されながらも多様な地域との交流を蓄積してきた。こうした歴史的体験から、寛容性、おおらかさ、多様性を受け入れる共生の精神が培われてきた。³³

沖縄の伝統的な精神的価値は現代の国際社会における普遍的価値との親和性が強

³⁰ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画から引用 (P2)、一部加筆

³¹ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画から引用 (P8)、一部加筆

³² 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画から引用 (P11)、一部加筆

³³ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画から引用 (P28)、一部加筆

1 い。例えば、ユイマールやチムグクルは、国際社会が目指す「誰一人取り残さない社
2 会」であるところのインクルーシブネス（inclusiveness, 包摂性）に通じるもの
3 がある。

4 古くから、沖縄の歴史、文化、価値については、国境を越えた対話、議論、協
5 のなかで発信されてきたものであるが、であるからこそ、沖縄の伝統的な精神的
6 価値と国際的に受け入れられている普遍的価値を結びつけて発信することは効果的
7 である。また、沖縄の精神文化の象徴である人の温かさは沖縄の財産であり、人的交
8 流を通じて形成された沖縄ファンが沖縄の魅力を自ら発信する好循環を活用するこ
9 とは、外交でも重要なツールとなりうる。

10 このように、歴史の中で培われてきた精神的価値や、大きな可能性や潜在力を秘
11 めた地理的な優位性など、³⁴沖縄には歴史、文化、風土によって人を惹きつけるソフ
12 トパワーがあり、安全・安心、健康・長寿、環境・自然や教育等多くの側面で強みを
13 有している。このような強みは様々な人の次元の高いニーズを満たすことで、一種
14 の沖縄ブランドが確立されている。

15 他方、国により価値観が異なることから、その国の歴史、文化、風土を理解し、
16 ダイアログ（対話）を通じて沖縄の価値観を伝えていく必要がある。

19 ③島しょ地域としての独自の知恵など

20
21 亜熱帯の島しょ地域であり、日本本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置す
22 る地理的特性や独自の歴史をもつ沖縄には、それらを背景とする様々な困難を克服
23 してきた独自の知恵や技術がある。

24 島しょ社会では資源等に限りがあるため、対外関係の構築によりこれを補うこと
25 が島しょ社会の発展につながると考えられる。沖縄はこれまで中国や東南アジアな
26 ど国際ネットワークを構築することにより発展してきた歴史・経緯があるが、今後
27 も既存のネットワークをさらに活用し、世界各国・地域と積極的に交流することで
28 比較優位のある地域外交を展開することができる。

29 JICA が行う国際協力事業など、沖縄の特性（島しょ性、独自の文化、歴史）を活
30 かした事業をこれまでも沖縄県とともに協力してきた。

31 沖縄が目指す地域外交にとっても国際協力の価値は非常に大きく、沖縄が持つ、
32 平和構築、防災、インフラ、水資源管理、廃棄物管理、エネルギー、保健医療等、世
33 界の様々な地域が抱える課題を解決するために役立つ各分野の知見や技術は、世界
34 へ貢献できる沖縄の強みであり、これらの沖縄の力の活用が世界の国・地域との関
35 係づくりへの構築へもつながると考えられる。

38 ④県系人並びに多分野における国際的な人的ネットワーク

39
40 沖縄県は、我が国有数の移民県であり、戦前から戦後にかけて多くの県民が様々
41 な苦難を乗り越え、ハワイや米国本土、南米諸国等へ移住した歴史がある。

³⁴ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画から引用（P3）、一部加筆

1 世界に広がるウチナーンチュ（県系人）は、約42万人といわれており、沖縄の文
2 化等の継承と発信に重要な役割を担っている。³⁵

3 沖縄には、これまでの歴史的な経験と地理的に近隣するアジアとのつながりや「ウ
4 チナーネットワーク」として県系人を中心とするネットワークを国内外に有してい
5 る。これらのネットワークを活用した関係づくりの展開は重要である。

6 このような「沖縄への強い思い」を基礎として形成される人的ネットワークは他
7 の日本の地域にはない沖縄独自の財産であり、その活用は平和や経済等の意味にお
8 いても非常に重要となることから、これを活用した海外との関係づくりの展開や、
9 グローバルな人材育成による多文化共生社会の構築等を図ることが必要である。

10 これらに加え JICA 事業により海外から沖縄に来た研修員や、沖縄から開発途上国
11 へ派遣された海外協力隊員等の現地での交流によるネットワークの構築強化も、こ
12 れまでの協力関係を再定義し、沖縄が今後の各国・地域との関係づくりに役立てる
13 ことが出来る重要なツールであり、積極的に活用すべきである。その他、留学、ビジ
14 ネス、学術交流、文化交流などを通して培われてきた現在の沖縄在住外国人や沖縄
15 在住を経験した外国人による人的ネットワークもその強みの一つとなる。

16
17 <参考：沖縄県の基本計画等から沖縄の強みの検証>

18 ここで、沖縄県の総合計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」におけ
19 る記述を確認し、地域外交における沖縄の強みの要素を考察する。

20 同基本計画では、「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）に掲げる県民が望む
21 5つの将来像のうち、「(4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して」の実現を目
22 指す道筋を示しており、ここに沖縄の強みに繋がる記述がある。³⁶

23
24 ここでは、始めに「地球規模で人、モノ、資金、情報等が行き交う現代にあつて
25 は、日本本土と東アジア及び東南アジアの中心に位置する本県の地理的特性や独自
26 の歴史的・文化的特性等の優位性は、様々な分野での交流と共生の中で発揮されま
27 す。」と記述している。

28 この記述について、沖縄の地理的特性と歴史・文化等の特性を掛け合わせるこ
29 で、沖縄の地域外交の強みとなることと解釈できる。

30
31 次に、「かつて琉球王朝時代にはアジア諸国との交易・交流で繁栄し、戦後には米
32 国からの影響を受けるなど、時代の波に翻弄されながらも多様な地域との交流を蓄
33 積してきました。こうした歴史的体験から、寛容性、おおらかさなど多様性を受け入
34 れる共生の精神が培われてきました。」と記述している。

35 この記述について、琉球王国時代から現代までの間の諸外国との関係性によつて
36 培われた沖縄の寛容性や多様性などの精神文化が地域外交の強みになると解釈でき
37 る。

38
39 次に、「県民の精神文化を含む歴史、伝統、文化及び自然環境等のソフトパワーや
40 地理的特性を生かし、アジアをはじめ世界を結ぶ架け橋「万国津梁」として、観光や

³⁵ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画から引用（P11）、一部加筆

³⁶ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画 p28

1 物流等の経済、科学技術、環境、保健・医療、教育及び文化、平和等の様々な分野で
2 の多元的交流を推進します。」と記述している。

3 この記述について、これまでの歴史等に基づく強みに加え、現在の沖縄において
4 も観光・経済、科学技術等の多様な分野で地域外交に活用できる要素があることが
5 強みであると解釈できる。

6
7 次に、「本県は、世界水準の観光地であるとともに、広くアジア諸国・地域と結ん
8 だ大交易時代や苛烈な沖縄戦の経験等を有し、アジア・太平洋地域の過去と未来、ま
9 た、平和構築、安全保障、国際協調等を考える上で他にはない思索と実践の場でもあ
10 ります。こうした歴史的経験を積み重ねてきた沖縄という舞台と独自のソフトパ
11 ーを生かし、アジア・太平洋地域等における信頼醸成や緊張緩和に寄与する緩衝地
12 としての役割を意識しつつ、平和貢献の地域協力外交の展開や交流ネットワークの
13 形成など、21世紀の「万国津梁」を構築します。」と記述している。

14 この記述について、一般的な国際交流に加え、沖縄戦の悲惨な経験を有し、現在
15 においても安全保障上の重要拠点と位置づけられる沖縄は、地域の平和構築や安全
16 保障に関する国際的な学術研究や国内外関係者の連携の拠点となる上で強みを有し
17 ていると解釈できる。

18
19 次に、「海洋島しょ圏という地域特性を有する本県にとって、類似する特性を持つ
20 アジア・太平洋地域等の島しょ国・地域との技術・ノウハウの共有や共生は重要で
21 す。亜熱帯海洋性気候の島しょ地域という特性を生かした環境・エネルギー分野、水
22 道・土木建設分野、観光・農林水産分野、保健衛生分野等の技術やノウハウを活用し
23 た国際貢献を推進します。」と記述している。

24 この記述について、大小さまざまな有人島を有する沖縄の社会経済生活における
25 ノウハウや課題は、世界の島しょ地域との連携にとって大きな強みとなると解釈で
26 ける。

27
28 最後に、「こうした取組を通して、本県がSDGs推進の優先課題として掲げる地域・
29 分野・文化等を超えた多様な交流と連携の創出、平和を希求する沖縄として世界平
30 和への貢献・発信、世界の島しょ地域における技術・経験の共有と国際貢献及びグロ
31 ーバルなパートナーシップの実現につなげていきます。」と記述している。

32 この記述について、ここまで述べた取組を活かし、国連が推進するSDGsをはじめ
33 とする国際的に普遍性のあるテーマについて、複数の国・地域の関係者を繋ぎ協働
34 する拠点となる等、沖縄の地域外交における発展可能性があること自体を強みとす
35 ることができると考えられる。

36
37 この他、世界に42万人いるとされる海外の県系人のウチナーネットワークは、沖
38 縄にとって重要な無形の財産である。

39 ウチナーネットワークの力を、国内外でのビジネス展開など、積極的に活用して
40 いくこと、いわば「攻めの活用」も期待が高まる。その一方で、ビジネス以外にも、
41 何かあった時お互いに助け合えるような関係性は、今般の新型コロナウイルス感
42 染症拡大のような世界的な危機が起きる現代において、人びとの暮らしや生活にお

- 1 ける「保障」として極めて重要だと考えられる。³⁷
- 2 これを継承・発展し、適切に活用することは、小さな島しょ県である沖縄が広く
- 3 世界に羽ばたくうえで大きな強みとなりうると考えられる。
- 4
- 5 ここまで整理した沖縄県の総合計画の記述を踏まえつつ、新たな強みの発掘や組
- 6 み合わせによる強みの増幅可能性などについて、引き続き検討する必要がある。
- 7
- 8
- 9
- 10

³⁷ 海外ネットワークに関する万国津梁会議 提言書（2021年10月）P22から引用、一部加筆

1 (5) 求められる「外交」の対象・領域

2 ① 沖縄県が地域外交に取り組む対象分野

3 沖縄県が、地域外交に取り組む対象分野としては、以下の項目を視点においた切
4 り口で対象となる国際交流や国際協力・貢献等を検討することを提案する。

5 ア 自治体ならではの多様な活動領域

6 地方自治体の地域外交は、国家外交や民間外交とも異なる独自の役割と貢献
7 を果たすことができる。分野としては、歴史・文化、平和などの地域特性を生
8 かせた人的・学術交流や保健・医療、環境等、様々な分野での国際協力・貢献
9 が考えられる。

10 また、沖縄県の主体的な活動に加え、県内の民間企業や市民の活動を支援し
11 ていくことが求められる。

12 さらに、世界における社会経済の変化や、環境、人権に対する取組は、加速
13 度的に速くなっている。特にビジネス面では、環境関係の規制や「ビジネスと
14 人権」などの方針が、経済・商業活動に影響し反映されるスピードが早くなっ
15 ている状況にある。このような変化に迅速に対応するのは国レベルでは困難な
16 場合があると考えられることから、地方自治体がスピード感をもって機動的に
17 取り組むことは非常に有意義であり、地域振興にも繋がると考えられる。

18 10年前に沖縄経済の発展可能性が指摘されていたが、予測したことが顕在化
19 している。基地跡地利用の新都心、ライカム、北谷町の美浜地域の活性事例を
20 見ると、基地の存在が沖縄の発展可能性をフリーズしてきたといえる。

21 沖縄の経済が活性化した理由は、「東アジアの中心に位置する」「歴史、文化、
22 風土によって人を引き付けるソフトパワーを有している」「人口・生産年齢人口」
23 「Well Being(住みよさ、暮らしよさ、快適さ等)がある」「広大な海域を有して
24 いる」などの比較優位、いわゆる強みを沖縄が有していることが考えられる。

25 沖縄県はこれまで「平和の礎」の建立や平和祈念資料館の設置・運営、慰霊
26 の日に執り行われる全戦没者追悼式など、いわゆる平和行政に注力し、多くの
27 実績を積み上げてきた。地域外交ではこのような平和行政の理念を国際社会に
28 向けて発信し、海外との交流の中でも具体化して行くこと、すなわち「平和行
29 政の国際化」を図ることが肝要となる。その際にはアメリカやアジア諸国・地
30 域等において実施されてきた県知事訪問に代表される活発な対外活動のほか、
31 2000年に開催された沖縄サミットの経験などが活かされると考えられる。

32 イ 民間企業等と連携した海外への経済展開

33 インバウンドや輸出振興、そして外部からの技術・ビジネスモデル・ノウ
34 ハウの呼び込みによるイノベーションの促進などが対象となる。トップセールス
35 等によるPRや国との連携による沖縄商品の海外展開により、沖縄ファンを増
36 やすとともに、沖縄ブランドの確立を図ることができる。

37 また、世界の経済はボーダレスな市場原理で展開しているので、地域経済圏
38 や地域経済交流を構築することで沖縄経済の発展に繋げることが期待できる。

1 経済圏はネットワークによる比較優位の生産要素の組合せによりビジネスの
2 創出と経済活性化が実現する空間・エリアである。地域経済圏の場合には、国
3 の枠組みではなくて、地域ごとに連携する形態がある。

4 また、外部からの先進的な技術やビジネスモデルの取り込みの観点も必要と
5 考えられる。技術、ビジネスモデルを取り込むことによって、生産性、付加価
6 値を高めることができれば、新しいイノベーションにも繋がり、沖縄県の目指
7 す県内企業の稼ぐ力の強化にもつながると考えられる。

8 併せて、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画やアジア経済戦略において様々
9 な拠点の形成が明記されている。民間企業等と連携し、これらの拠点形成を着
10 実に実現することが、沖縄県経済の振興・発展に寄与するものと期待できる。

11 また沖縄の重要な産業である観光と平和をつなぐ「ピース・ツーリズム」に
12 においては、積極的に展開している広島市の取組を参考に、今後、悲惨な沖縄戦
13 の経験を持つ沖縄としても推進を検討すべきであろう。

14 **ウ 人的ネットワークを活かした情報発信・沖縄ファンづくり**

15 若年世代を中心としたSNSによる発信、アルムナイ（卒業生や同窓生）のネ
16 ットワークの活用・連携に加え、既存事業の活用により沖縄ファンを増やす等、
17 人間一人ひとりの思いを繋げる取組が必要である。

18 このような「沖縄ファン」が個人の思いとして沖縄の良さを語るストーリー
19 を広げ、積み上げていくパワーを活用することは重要な視点である。

20 また、沖縄のファンとなった外国人からの情報発信を促進する観点で、外国
21 人観光客のみならず、留学生や就業者などの県内に滞在する外国人との関係づ
22 くりについても、地域外交の分野別戦略等で位置づけるべきと思われる。

23 沖縄の歴史や現在の魅力や強み、可能性等を世界中の国・地域に、沖縄ファ
24 ンの声を通じて認知してもらうことによって、沖縄に困難な状況が押し寄せた
25 場合などに、海外から「沖縄を支援すべき」等の国際世論が広がることが期待
26 される。このような幅広い観点も含めて地域外交をとらえると、その成果とし
27 て沖縄県民が安心・安全に生活できる環境、即ち沖縄の安全保障環境の改善に
28 も繋がるものと考えられる。このような観点を踏まえ、パブリックディプロマ
29 シー（広報文化外交）も重要な取組だと考える。

30 **エ 地域の課題に向き合う国際協力・交流事業**

31 地域外交の重要な領域となる国際協力・交流事業は、相手国・地域における
32 課題と関連した事業を戦略的に選定・実施することが効果的である。

33 例えば、東南アジアは沖縄と同じく観光が基幹産業である国が多く、コロナ
34 禍のダメージから回復を図るという課題に対して、観光担当の職員や観光従事
35 者、観光を専攻する学生が交流する等、戦略的なテーマ性のある交流事業を行
36 うことも考えられる。

37 加えて、開発途上国における経済・社会開発に対する協力も地域外交にとっ
38 て重要な課題である。その取組に際してはJICAや国際協力NGO・NPOとの連携
39 が求められる。紛争地域における戦後復興や平和構築についても沖縄が持つ強
40 みを活かせる余地は十分にある。沖縄県、県立平和祈念資料館及び県立博物館・
41 美術館によるカンボジアの平和博物館支援はその好例である。

1 その他にも、沖縄の強み、或いは弱点を克服したいという観点から産業や分
2 野を特定して、相手国・地域等との関係を強化していく方が、地域外交として
3 効率的に結果を出すことが可能であり、県民にも還元できるとの考え方もある。

4 また、地域の課題には大規模災害対応や新型感染症対策等を含む「安心・安
5 全」に加え、戦争・テロ等の対応を含む「危機管理」など、軍事的な安全保障
6 と密接に関連せざるを得ないものもあり、「国家安全保障と人間の安全保障の
7 相克」に対し沖縄県の地域外交として考え方を整理することが課題であり、対
8 応が必要である。

10 ②沖縄県の地域外交が対象とする国・地域等

11
12 沖縄県の地域外交の対象地域に、インド洋、太平洋の両方を含むことは違和感な
13 く想定される。経済成長の著しいインドとの連携・交流は、今後の取り組みとして提
14 案したい。

15 ターゲットとなる国・地域には、姉妹都市・友好都市提携を取り上げるべきだと考
16 える。姉妹都市は、基本的には首長と議会の承認があり、国家間で例えれば条約にな
17 る。MOUは行政機関同士、首長同士で結べる協定であるため、位置づけが異なる。

18 個別の地域では、沖縄県が友好都市提携している福建省との交流、ウチナーネッ
19 トワークの人的繋がりによる南米県人会のある地域等との連携、また沖縄県に限ら
20 ず市町村が連携している地域との連携交流も念頭に地域等を挙げる事が考えられ
21 る。(例えば、与那国町と台湾スオウの経済連携の実現)

22 また、沖縄県が県経済の振興・発展に際し、重要なモデル地域として位置づけるこ
23 とができるシンガポール等も個別に設定することが必要と考える。

24 なお、国や地域としての優先順の設定にあたり、幅広い地域を対象として位置づ
25 けることで、交流の可能性の拡大につながる。(例、包括協定がある「パラオ」だけ
26 をあげるのではなく、島しょ地域一帯として「太平洋島しょ国」として打ち出すな
27 ど)

28
29 自治体交流においては、MOUの締結やトップ外交を展開することも重要だが、限ら
30 れたマンパワーでどれだけ早く世界のトレンドに追いつき、世界各国の自治体と競
31 争しながら実質的なビジネスを生み出すのかという観点も重要であり、対象国につ
32 いては沖縄の課題をふまえながら戦略的かつ柔軟に選定すべき、との意見もあった。

1 (6) 沖縄型地域外交のあるべき姿

3 ① 沖縄県が地域外交により目指す姿（ビジョン）

5 沖縄県が地域外交の推進により目指す姿は、人的交流を戦略的に促進し、国際協
6 力・貢献によって関係性を構築し、ソフトパワーを全面に押し出すことで経済振興
7 につなげ、そして沖縄を国際交流の拠点とすることで平和創造の拠点となること
8 である。

10 基本的には平和交流、経済交流、文化交流の分野があるが、沖縄県は、その強
11 を活かし、沖縄が各国・地域の交流の場として機能することを目指して、各国・地
12 域と独自の関係構築に繋がる国際協力や交流を推進し、途上国等の課題解決に官
13 民学で取り組んでいくことが必要である。その取り組みの一つには、国際組織の創
14 設や加入によって、交流の場を創り出すことも考えられる。

16 世界の様々な国・地域との関係づくりという観点では、国対国の関係だけでな
17 く、自治体、大学、NGO・NPOなど様々な層での関係づくり・コミュニケーションが
18 重要であることから、沖縄県はこれら多様な主体との連携による展開が必要であ
19 る。

20 なお、ソフトパワーを使った人的交流や魅力発信、ビジネス等は、国ではなく地
21 方自治体前面に出る方が効果的に魅力を発信できる場合もあるとの意見や、地域外
22 交にはリスクがあり、主体は県とする方がよいとの考えもある。

23 いずれにしても沖縄県が地域外交に取り組むに至った背景や趣旨の説明をとも
24 に地域外交のプレイヤーとなる県民等に、目指す姿を示すことが必要である。

26 沖縄県は、ローカルとグローバルの両方を兼ね備え、沖縄から世界へのネット
27 ワークを広げ、各国・地域の交流の場、そして、国際交流と平和創造の拠点となり、
28 沖縄県の振興・発展と県民のウェルフェアの向上を実現し、併せて我が国へ貢献
29 し、アジア太平洋地域の安定と国際社会の課題の解決に寄与していくことを目指
30 す必要がある。

31 国際平和や地域の安定と繁栄を目指す取り組みは、国も同じ方向性にあると考
32 ると、沖縄県の地域外交は、同じ目的を違う主体として推進することで、国家の外
33 交を強化することにもつながる。

34 これは、沖縄の独自性を活かすこと、例えば、沖縄の価値観を国際規範と共鳴
35 (resonate) させることにより、国際社会の普遍的な価値をもった沖縄県の地域外
36 交としての姿を示すものとなりうる。

38 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の計画概念図の中心には、「安全・安心で幸
39 福が実感できる島の形成」がおかれている。この理念において、県民の「ウェル
40 ビーイング」、「ウェルネス」が中心概念としてあるのであれば、その理念を、
41 沖縄型地域外交の戦略に反映させることが、自立的経済に資する重要なファクター
42 になると考えられる。

1 これらのことを踏まえつつ、沖縄県のこれまでの地域外交に関する施策の柱も考
2 慮の上、本提言で示す地域外交により目指す姿は、以下の3項目でまとめられると
3 考える。

地域外交により目指す姿

- 1 アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点
- 2 世界とつながり時代を切り開く「強くしなやかな自立型経済」
- 3 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題に貢献する地域

5
6
7 <参考：沖縄21世紀ビジョンに見る将来の姿>

8 ここで、沖縄県の長期構想である「沖縄21世紀ビジョン」における将来の姿に
9 ついての記述を確認し、地域外交における沖縄の目指す姿を考察する。

10 「沖縄21世紀ビジョン」（平成22年3月）に掲げる県民が望む5つの将来像の
11 うち、「(4) 世界に開かれた交流と共生の島を目指して」においては、アジア・太平洋
12 地域に隣接する海洋島しょ県、沖縄は、その地理的・歴史的背景から世界との交流の
13 フロントとして位置づけられるとしており、平和を希求する「沖縄の心」、人間尊
14 重と共生の精神を基に、伝統、文化、自然環境など沖縄県の特性を生かした国際社会
15 への貢献を図り、世界を結ぶ架け橋となることが求められているとしている。

16 そして、県民が望む将来の姿として、以下の6つが挙げられている

- 17 ①私たちは、長い歴史と文化の中で生まれてきた風土や「沖縄の心」を大切にし、
18 日本とアジアの架け橋として双方の発展に貢献している。
- 19 ②アジア地域との交流の歴史や海外移民、戦後の米国とのかかわりなど沖縄独自の
20 国際交流の蓄積は、開放的で国際色豊かな風土として息づいている。また、
21 私たちも、異文化を受け入れる寛容性やホスピタリティ溢れる「沖縄の心」を
22 受け継いでいる。
- 23 ③沖縄では、アジアの中心に位置する地理的特性を生かし、ヒト・モノ・文化等
24 多様な交流が盛んであり、アジアの中の沖縄として発展している。
- 25 ④沖縄科学技術大学院大学を核とした国際的な研究機関が集積し、多くの研究成
26 果を活かした新産業が創出されている。
- 27 ⑤私たちは、国益・地球益に寄与する地域として、世界の島しょ地域における環
28 境、防災技術の発信等国際貢献を進めている。
- 29 ⑥先の大戦で、沖縄が焦土と化した悲惨な歴史を踏まえ、命どう宝など、平和を
30 愛する「沖縄の心」を世界に発信している。こうした取り組みは、世界からも
31 注目され、世界平和の受発信拠点として、国連機関等の集積にもつながってい
32 る。

33
34 これらの県民が望む将来の姿は、地域外交が目指す3つの姿と、次の通り整合し
35 ている。

- 36 1 アジア・太平洋地域の平和構築に貢献する平和協力外交拠点

将来の姿：①、②、③、⑥

2 世界とつながり時代を切り開く「強くしなやかな自立型経済」

将来の姿：①、②、③、④

3 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題に貢献する地域

将来の姿：③、⑤、⑥

6
7 沖縄21世紀ビジョンにおいては、将来像の実現に向けて重視すべき要素も掲げ
8 ている。

9 東アジア・太平洋地域の十字路に位置する島しょ圏 沖縄は、歴史的にも交流の
10 要所である。沸騰するアジアのダイナミズムを踏まえ、アジアのゲートウェイとし
11 ての役割を積極的に果たすことにより、我が国経済をけん引する一役を担うことが
12 できる。

13 また、沖縄の人々は、琉球王国の時代から、日本、中国、東南アジアの架け橋とし
14 て栄えており、「万国津梁」の精神で、中継貿易を通じて東アジアの中心として「平
15 和的共存共栄の世界」を実現してきた。かつての中国との歴史的関係性を活かすこ
16 とにより、中国や華僑のネットワークを通じてアジアのダイナミズムにつながる。

17 ネットワークは大きな組織に依存することなく、互いの知識や技術を補完するこ
18 とで、相乗効果を発揮し、大きな成果を生み出すことを可能にする。ネットワークの
19 発達には、単に経済発展を超えて文明の展開そのものを規定すると言われている。

20 自由化、アジアへの経済的シフトを基底にしつつも、地域に負の影響を及ぼす要
21 素を排除する制御にも配慮すべきである。県民の利益を損なう自由化にはローカル
22 ルールを課し、自由と制御のバランスの下、県民の厚生を最大化を目指す。

23 そして、沖縄は、アジアの平和と安全、災害復旧、経済活動、文化、福祉等におけ
24 る多元的な連携や枠組みの構築に寄与し、その先導地域となりうる。

25
26 以上の重視すべき要素においては、万国津梁会議で出された意見とも親和性をも
27 つものがみられ、県が地域外交を展開する際に重視すべき要素としても取り入れる
28 べきものがある。このような21世紀ビジョンの目指す姿を踏まえた沖縄の地域外
29 交の展開が求められる。

32 ②沖縄県地域外交基本方針について

33
34 沖縄県が作成する「沖縄県地域外交基本方針」は、県の地域外交の基本原則とし
35 て、沖縄型地域外交の理念を示すべきである。

36 これは、沖縄県の政策は、県民に選ばれた知事の意向に一定程度影響を受けるも
37 のであるが、地域外交はこれに過度に左右されることなく、沖縄県の大きな枠組み
38 として打ち出す必要があるということである。その大きな枠組みの中で、首長のカ
39 ラーやコネクションを行政組織として支えつつ、沖縄県の地域外交の一貫性を海外
40 の地方自治体や交渉相手に保つことが重要である。

41
42 沖縄県は、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき沖縄振興を推進してい
43 るが、地域外交基本方針は、この基本計画に基づく取組を推し進めるものであると

1 とともに、基本計画を補完・強化していく観点で、必要な場合には基本計画に示されて
2 いないことも盛り込んでいくことが望ましい。

3

4 地域外交基本方針は、目指す姿（ビジョン）を中心に据え、アクションプランをそ
5 の下に配置する形が現実的である。また、未来志向、かつ若い世代を巻き込んでいく
6 ことに焦点をおくことが望まれる。

7 ビジョンには、普遍的な価値を取り込み、アクションプランで臨機応変に運用し
8 ていくことが現実的でありかつ効果的である。

9

10

11

1 **第四章 戦略とプロジェクト、推進体制**

2 **(7) 沖縄型地域外交の基本コンセプト**

3 4 **① 地方自治体として行う地域外交**

5 沖縄県は、国が行う国家間外交の取組を尊重し連携を図るとともに、国家間外交
6 ではなしえない県独自の役割を主体的に担う地域外交を展開し、国際協調・国際規
7 範を謳い、平和や環境など誰もが賛同できる理念・価値観をもって全方位外交を志
8 向し、各国・各地方の交流の場となることを目指し、沖縄のプレゼンスを高めていく
9 べきである。

10 また、各国・地域との信頼を醸成することは、経済だけでなく安全保障上も重要で
11 ある。沖縄についての情報発信や、片務的ではない共創の関係を構築すること、さら
12 に時々の政権の政治スタンスにかかわらず、一貫性のある持続的な取組を行うこと
13 が、各国・地域との信頼関係の鍵となる。

14 そして、従来、バイラテラルが中心だった交流から、マルチラテラルでの活動も取
15 り入れた地域外交を行うことが望まれる。例えば「環東シナ海平和自治体連合（仮
16 称）」や米軍基地を抱える地方自治体のネットワーク等、国内外の自治体間が連携す
17 る組織を構築若しくは参加し、沖縄県がその事務局となることなどを通じて多面的
18 な活動を展開することができる。

19 世界の動きが目まぐるしく変化するなか、機動性やスピード感をもって活動する
20 ことは重要である。

21 22 23 **② 強みを活かす地域外交**

24 (ソフトパワー)

25 沖縄県は、東アジアの中心に位置する地理的優位性を有し、アジアの橋頭堡（結節
26 点）として機能しており、歴史、文化、風土によって人を惹きつけるソフトパワーや、
27 住みよさ、暮らしやすさ、快適さのウェルビーイングがある。

28 これら、沖縄が有する比較優位性を活用し、相手の生産要素と組み合わせ、沖縄を
29 中心とする経済圏の構築を目指す取組を地域外交によって展開できるのではないかと
30

31 MOU やトップ外交を推進する場合、限られたマンパワーで機動的に動き、世界各国
32 の自治体と競争しながら実質的な成果を生み出していくには、前提として分野別に
33 沖縄の強みを更に強化することや、弱みを克服すること等を意識し、方向性を決定
34 することが重要になってくる。

35 (沖縄の精神的価値)

36 「ユイマール（相互扶助）」や「チムグクル（肝心）」、「命どう宝」などに代表され
37 る沖縄独自の精神的価値は、昨今グローバルで大きなトレンドとなっている「ウェ
38 ルネス」や「インクルーシブネス」（包摂性）といった概念との共通性を見出すこと
39 ができる。

40 このように沖縄の精神的価値を世界の普遍的な価値との共通点を示し、地域外交
41 のビジョンに掲げて発信力を高め、世界の多くの共感を得ることで、沖縄の地域外
42 交を推進する大きな力となる。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

(沖縄独自の知見・技術等)

これまで沖縄は亜熱帯地域、島しょ性、また凄惨な沖縄戦の経験など、地域特性や歴史的経験の中で社会・経済を発展させてきた。その過程で培われてきた知見・技術等は、世界の開発途上国・地域が抱える地域課題を解決するために貢献できるものであり、沖縄の持つ国際協力に関する価値は非常に大きい。

例えば、島しょ地域等における平和構築、防災、インフラ、水資源管理、廃棄物管理、エネルギー、保健医療等に関する取組において、国際社会との共生を理念に、本県の特長や強みを生かした技術協力や共同研究などを積極的に推進するなど、国際協力活動の展開や国際課題に貢献する地域の形成をめざす。

また、連携協定を締結している JICA などの関係機関の知見や技術、経験、ネットワーク等と連携した取組も推進していく。

(多様な主体の重層的な活動)

沖縄県の地域外交の主体となるのは、自治体も含む、企業、NGO・NPO、市民など様々な主体であり、それぞれの活動の一環として国際交流や技術交流、ビジネスなど多様な分野で国境を越えた国際的な取組を展開しており、その総力が沖縄の地域外交である。

各主体となる自治体、企業、市民や民間団体が取り組む各分野における活動を活発化させるための環境整備を推進することが重要である。

(沖縄の持つネットワーク)

沖縄県の強みとして、2つの大きなネットワークの存在がある。1つは歴史的な繋がりを背景とするアジアの国・地域との友好関係に由来する。これらの友好関係の継続発展や、アジア市場の獲得を目指す経済戦略の推進等を目的として、現在アジア6都市に沖縄県海外事務所が設置されている。これにアメリカ1都市を加えた計7ヶ所の海外事務所が拠点となって海外関係者等とのネットワークを形成している。

2つ目は、「世界のウチナーンチュ大会」に代表される県系移民を中心として沖縄に思いを寄せる各界各層の関係者から成る「ウチナーネットワーク」である。

これら、「沖縄」を結び目とした、世界に広がるネットワークが、本県のみならず、我が国及びアジア太平洋地域の持続的発展にも貢献するとともに、観光・経済・文化等の様々な分野での多角的交流の発展につながる可能性がある。

1 (8) 戦略及び主要プロジェクト

2 I 沖縄の地域外交の戦略について

3 ここでは、前述した沖縄の地域外交の目指す姿（ビジョン）を実現するための
4 戦略について整理していく。

5 本提言では、「戦略」とは、目標達成に向けた取組を「いつ（時期・優先順位）」
6 「どこで（場所・対象）」「どのように（手法・手順）」実施するかを予め定めるも
7 のとの観点で、沖縄県が戦略を定める上で重要と考えられる事項等について整理
8 していく。

9 ① 地域外交の目指す姿（ビジョン）との関係性の検証

10 まず、上述した戦略の要素毎に、地域外交の目指す姿（ビジョン）との関係性
11 等を検証し、以下に示す。

12 ア 時期・優先順位

13 はじめに、戦略要素の一つ目の「いつ（時期・優先順位）」について検証する。

14 アジア太平洋地域では、軍事的な安全保障面での緊張関係と経済面での緊密な
15 結びつきが並存していることを踏まえ、この地域におけるさらなる発展と安定を
16 維持するためには、同地域内における緊張緩和と信頼醸成が重要な課題となっ
17 ている。³⁸

18 特に、2020年から始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、国際的
19 な人的往来の大幅な低下等を要因として世界経済に深刻な影響を与えたが、一方
20 で米中の競争関係の激化等を背景とする同地域の軍事的な緊張関係はむしろ高
21 まる方向で推移したことにより、軍事面と経済面のバランスが軍事面に偏る状況
22 が加速度的に進展した。

23 このような中で2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻、2023年10月のイ
24 スラエルとハマス等武装勢力との軍事衝突が発生したことにより、アジア太平洋
25 地域では台湾海峡を巡る問題への影響などが懸念され、県民からは沖縄が戦争に
26 巻き込まれる不安を訴える声が上がっている。広大な米軍基地を有する沖縄県に
27 対して、米中の軍事対立は県民の大きな不安要素となっている。

28 仮に米中の対立が意図しない武力衝突に発展すれば、軍事面のみならず、サブ
29 ライチェーンによって結ばれたアジア太平洋地域、そして世界経済に破滅的な打
30 撃をもたらすことは必至であり、同地域における緊張緩和や信頼醸成は、今日、
31 喫緊の課題と位置付けるべき状況となっている。³⁹

32 このような困難な状況において、沖縄県は日本政府に対し、武力による抑止が
33 国・地域間の緊張を過度に高め、不測の事態が起こることのないよう最大限の努
34 力を払うとともに、平和的な外交・対話により緊張緩和と信頼醸成を図ることで
35 同地域の平和の構築に寄与することを求めている。⁴⁰これに加えて今後、沖縄県の

38 在沖米軍基地の整理・縮小についての提言（令和2年3月）P-25 一部加筆

39 新たな安全保障環境下における沖縄の基地負担軽減に向けて（令和3年3月）P-27 一部加筆

40 平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書（令和4年5月）P-15 から引用、一部加筆

1 地域外交が第一に取り組むべきことは、万一にも軍事衝突等の不測の事態が発生
 2 しないよう沖縄から平和に関する情報発信等の取組を海外自治体等と連携して
 3 行うことと、コロナ禍で停滞した観光・物流を始めとする国際的な経済活動を早
 4 急にコロナ前の状況に戻し、さらに拡大させていくことにより、軍事面の緊張状
 5 態とのバランス改善を図るなど、地方自治体として可能な手法により地域の緊張
 6 緩和を目指して力を尽くすことである。

7 併せて、アジア太平洋地域の信頼醸成に向けて、アジア・太平洋島しょ国等と
 8 の国際協力・国際貢献や海外自治体との友好関係の強化等の活動についても、コ
 9 ロナ前の状況に戻すのみならずさらに強化し継続的に取り組むことが重要であ
 10 る。

11 さらに次の段階として、これら沖縄県の地域外交の取組を一つのパッケージ
 12 「オキナワ・プロセス（仮称）」として打ち出し、海外の関係者の参画を得て拡大・
 13 継続していく展開が望ましい。

14 これらの国・地域との地域外交の取組について、沖縄県は2023年4月に設置
 15 した地域外交室において、平和関連の海外向け発信等の取組を始めている。また、
 16 観光をはじめとする経済分野や国際協力・貢献分野の施策についても、関係部局、
 17 関係機関等においてコロナ禍の停滞を乗り越えるべく強力に取り組み始めている。
 18

19 今後は、海外自治体との友好関係の強化等の取組を含め、戦略的に地域外交を
 20 展開することが期待される。

21 イ 場所・対象

22 次に、戦略要素の二つ目の「どこで（場所・対象）」について検証する。

23 まず、国・地域別の取組については、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、
 24 基本的に「アジア太平洋地域」を対象として記述されているが、近年、経済成長、
 25 人口増加、技術力を有するインド及び周辺海域を含めた「インド太平洋地域」を
 26 対象とすることについての議論がある。
 27

28 海洋国であった琉球国を継承する沖縄県として、インド洋、太平洋の両方をカ
 29 バーすることに特段の違和感はない。これは、日本が提唱する「自由で開かれた
 30 インド太平洋構想（FOIP）」の対象とする地域とも重なる。

31 上記をふまえ対象地域については、ここで述べた基本計画との整合性などを総
 32 合的に検討する必要がある。

33 次に、個別の国・地域について、沖縄県としては、海外事務所を複数設置して
 34 いる東アジア（ソウル、北京、上海（福建省含む）、台北、香港）とシンガポール
 35 事務所が所管する東南アジア（アセアン諸国）は重点的に地域外交を進める地域
 36 として位置づけている。世界の県系人（ウチナーンチュ）が活躍する北米・南米
 37 地域についても対象地域として念頭に置かれている。パラオ等太平洋島しょ国そ
 38 の他の国・地域については、個別の案件ごとに地域外交の対象となり得るか判断
 39 するとの考え方が示されている。このような県の考え方について、以下検証する。

40 中国については、今般の国際情勢の不安定化が懸念される中であっても、沖縄
 41 県は中国との交流の歴史を踏まえて友好県省を締結している福建省と経済交流
 42 をはじめとする多様な交流を展開し、さらに友好関係を緊密なものとすることで、
 43 地域の安定に貢献できる可能性がある。

44 インドについては、IT関連で高度な人材を輩出し続けている特性に着目し、

1 例えばインド工科大学と沖縄県（又は県内大学等）が、インターネットを使った
2 交流・連携を行うことが技術的に可能であり、地域外交として発展可能性がある
3 と考えられる。

4 台湾については、台湾・スオウと与那国町との経済連携など、県及び県内市町
5 村がこれまで以上に積極的に人的交流や経済交流などの地域外交を展開するこ
6 とで、両地域の信頼関係の構築に繋げる必要性が高いと考えられる。

7 シンガポールについては、インドを含めたアジア経済圏の中で非常に重要なモ
8 デルであることから、今後、繋がりを継続する大切な国として位置づけるべきで
9 ある。

10 この他、昨年度、沖縄県と包括協定を締結したパラオを含む太平洋島しょ国に
11 ついても、沖縄の特性を活かせる相手方として積極的に協力・連携を図っていく
12 べきと考える。

13 南米地域については、沖縄県が主導する世界のウチナーンチュとのヒューマン
14 ネットワークの活用や、JICA 沖縄が実施する沖縄県内企業と南米県系人等との可
15 能性調査等など、県及び県内機関等で取組が広がっており、それら取組をさらに
16 展開していくことが必要である。

17 加えて、国際連合など国際組織における地域外交も特定のテーマを国際社会に
18 訴え議論するために重要であることは論を俟たない。

19
20 ここまで述べたとおり、地域外交の国・地域別の戦略については、概ね沖縄県
21 の考え方の方向性でよいと考えるが、相手国・地域毎に社会経済情勢等が異なる
22 こと等を踏まえ、相手方の要望等に応じ柔軟かつ的確に対応することが重要であ
23 る。

24 なお、対象となる国・地域を具体的に設定することについては、施策対象が明
25 確になるメリットがある反面、自らの選択肢を縛り、普遍性を謳う理念とのずれ
26 が生じるリスクがあるともいえることから、沖縄県として適切な設定方法を検討
27 する必要がある。

28 29 ウ 手法・手順

30 次に、戦略要素の三つ目の「どのように（手法・手順）」について検証する。

31
32 地域外交で交流や対話等を行う際の相手について、一般には2者による1対1
33 の方法（バイラテラル）が多いと思われるが、3者以上で行う方法（マルチラ
34 テラル）も有効と考えられ、これを行うための仕組みとして、複数の国・地域等
35 で構成する組織体を作る等の活動も検討すべきである。

36 例えば、「環東シナ海平和自治体連合（仮称）」のような組織を沖縄県が主導し
37 て立ち上げ、沖縄県が事務局になるような取組や、米軍基地を抱える海外の地方
38 自治体によるネットワーク作り等が考えられる。

39 また、相手方に訴求する方法の一つとして、「ユイマール」「チムグクル」など
40 の沖縄の言葉を「インクルーシブネス」（包摂性）等、国際社会における普遍的な
41 考えと整合性のある英語で表現することにより、沖縄の精神文化が国際社会に通
42 じるものであることをアピールすることについても提案したい。

43
44 次に、地域外交の重要な要素の一つとなる、人的な交流については、将来を担

1 う若者が様々な課題について共に学びあい、相互理解を深める取組や、沖縄の中
2 学生、高校生、大学生にグローバル経験をしてもらう等の人材育成の取組等に力
3 を入れていくべきである。これらの交流においては、テーマの選定、効果の測定、
4 アウトプットの発表の場の設定等、戦略的に実施することが大きな効果を生む。

5 特に、中国、台湾、韓国と沖縄は同様の課題や複雑な事情等を抱えていること
6 から、沖縄が仲介する等して互いに訪問し、現地の状況を肌で感じ、人々と交流
7 し、時には闊達な議論を行うこと等を通じて、一人の人間同士の琴線に触れ、相
8 互理解や共感を得られる活動を展開することも沖縄らしい地域外交となり得る。

9 また、これらの交流等を通じて沖縄のファンになってくれた方々をアルムナイ
10 (卒業生・同窓生)としてフォローアップし、関係を継続していくことも重要で
11 ある。

12
13 次に、海外の自治体等との関係づくりについて、沖縄県は地方自治体として観
14 光、経済、文化、医療、環境、福祉、インフラ整備等、多様な業務を実施してお
15 り、海外の自治体等も同様と考えられる。双方が抱える課題や要望等、交流・連
16 携できる要素が豊富に存在する自治体交流は、沖縄県が実施する地域外交の取組
17 としても一つの軸になるものと考えられる。

18 特に、姉妹都市・友好都市提携は重要な取組と位置付けるべきである。一般に
19 首長の判断のほか、議会の承認が必要な場合もあるため、国家間と言えば条約の
20 ような性質のものと考えられる。

21 姉妹都市・友好都市の締結後の具体的な取組として、双方の知事による相互訪
22 問や知事同士が出席する地域外交に関するシンポジウムの開催などが有効と考
23 える。

24
25 加えて、沖縄県の地域外交が海外との関係づくりと位置付けると、沖縄県のみ
26 で実施できることには限りがあるため、双方の地域の自治体間、企業間、大学間、
27 NGO・NPO間等、様々な層でのコミュニケーションを構築しておくことが重要であ
28 る。

29 これを実現するためには、沖縄県が基本方針を発信しつつ、県内で各種活動を
30 展開している企業やNGO・NPO、大学、市民等を結集し連携して取り組むことによ
31 り、沖縄の地域外交の総合力とすることが重要である。

32 現在、各国・地域において、国内の統制が強化されたこと等により、市民活動
33 の制限が厳しくなっている。上述のとおり、地域外交において沖縄と海外の
34 様々な主体間の交流が重要であることを鑑みると、沖縄県が率先して近隣諸国に
35 おける人権や平和などのグローバルな課題に取り組む市民レベルの国際活動等
36 に対してもきめ細かく対応することにより、これらの活動と沖縄の地域外交が連
37 動して、沖縄の若者が関わることのできる制度を含む取組等の展開を目指すこと
38 が望ましい。

39 40 ③ 「目指す姿」の目標達成に向けた戦略・取組

41 次に、本提言が示す「目指す姿」の目標達成に向けた戦略・取組について、項
42 目毎に以下に示していく。

1 **ア アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点**

2 『アジア・太平洋地域の平和構築に資する国際平和創造拠点点』について、「平
3 和」とは、戦争や紛争のない状態にとどまらず、貧困、暴力、人権の抑圧、差別、
4 環境破壊等がない、安らかで豊かな状態であると定義する。⁴¹

5 また、これまで沖縄県が発信してきた、平和を希求する「沖縄のこころ」には、
6 国内外の人々が安全・安心かつ豊かに暮らせる社会の実現に向けた多角的な地域
7 間協力、国際平和を求める地域外交と人間の尊厳を何よりも重く見る「人間の安
8 全保障」の視点も含まると整理され、⁴²沖縄の精神文化「命どう宝（人間の命こそ
9 宝）」が持つ普遍性との印象的な重なりを見せていく。

10 これを踏まえ、沖縄県では、本県が焦土と化した凄惨な沖縄戦の記憶を風化さ
11 せることなく、沖縄の歴史と風土の中で培われてきた平和を希求する「沖縄のこ
12 ころ」を広く国内外へ発信し、アジア・太平洋地域における独自の地域協力外交
13 や平和発信拠点としての役割を担い、新時代の平和構築に貢献することを目指す
14 としている。⁴³

15 また、平和と国際協調を外交理念とする我が国において本県が担うべき役割を
16 踏まえ、本県が有するソフトパワーを活用した国際的な地域間協力の推進など、
17 平和協力外交地域としての独自の展開を実施するとしている。⁴⁴

18 具体的には、沖縄戦の悲惨な経験を踏まえ、慰霊の日における沖縄全戦没者追
19 悼式の開催、平和の礎への追加刻銘、平和発信の拠点となる沖縄県平和祈念資料
20 館における展示内容の多言語化等を進めることにより、国内外に向けて、平和を
21 希求する「沖縄のこころ」の発信に取り組んでいる。⁴⁵

22 また、アジア・太平洋地域の平和の構築と維持に貢献する個人・団体を検証す
23 る「沖縄平和賞」の受賞団体等とのネットワークを活用して、平和に関する広報
24 啓発活動等の新たな展開を進めるなど、平和を軸とする国際的なネットワーク形
25 成に取り組むとしている。⁴⁶

26 さらに、平和推進の拠点として調査研究等を行う「国際平和研究機構（仮称）」
27 の設置の検討、平和関連機関との連携強化等に取り組むとともに、関係諸国の機
28 関や研究所に呼びかけ、平和構築に貢献するための定期的な国際会議の開催に取
29 り組むとし、加えて、アジア・太平洋地域の安定・発展に資する国際機関等の誘
30 致に努めるとしている。⁴⁷

31
32 ここまで述べた沖縄県の施策の方向性を踏まえつつ、沖縄県が地域外交を通じ
33 て地域の平和構築に貢献するためには、国家による軍事面を含む安全保障政策と
34 の関係性に留意する必要がある。

35 当然のことながら、地方自治体である沖縄県は軍事力（防衛力）を持たない存

41 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-19 引用、一部加筆

42 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-19 引用、一部加筆

43 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-149 引用、一部加筆

44 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-149 引用、一部加筆

45 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-149 引用、一部加筆

46 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-150 引用、一部加筆

47 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-150 引用、一部加筆

1 在であり、軍事面の安全保障は国家間外交が行うものであることから、沖縄県の
2 地域外交は前述した「平和を希求する心」や「人間の安全保障」を追求するもの
3 であるべきである。

4 また、沖縄県の地域外交の考え方に賛同する又は米軍基地が駐留し沖縄と同様
5 の課題を抱える海外の地方自治体との連携やネットワークの構築等を通じて、東
6 シナ海での軍事力行使の抑制を求める共同声明として「東シナ海平和ビジョン
7 (仮称)」等を作成・公表することや、県及び県内市町村において、姉妹友好都市
8 等を締結する海外の自治体の首長と平和構築に関する会合を開催すること等が
9 検討できると考える。

10 さらに、世界平和をテーマとする各国の首脳会議を沖縄に誘致することも提案
11 する。この中で、アジア太平洋地域における軍事衝突などの不測の事態は決して
12 あってはならないとする沖縄の価値観を世界の首脳に向けて発信して行くこと
13 が必要である。

14 その際、「平和の武」といわれ、現在では、世界中に1億3千万人も空手愛好
15 家がいる⁴⁸とされる「沖縄の伝統空手」を活用する等、沖縄のソフトパワーを活用
16 することで相乗効果を発揮できると考える。

17
18 この他、沖縄県が韓国、中国、台湾、香港等と距離が近いなど地理的に重要な
19 位置にある特性を活用し、例えばアジア各国・地域の市民社会と連携して国際会
20 議を沖縄で開催するなど沖縄県が主導的に市民団体等を支援することにより、各
21 国・地域の市民による平和関連ネットワークの重要拠点として、沖縄県が存在感
22 を高めていくことも地域外交の成果として期待できる。現在、沖縄の周辺の東ア
23 ジア地域においては国家間の対立・緊張が高まっているが、沖縄県はこの地域の
24 市民社会（NGO・NPO等）および大学と連携して、対立・緊張を緩和する動きをつ
25 くっていくことが期待される。

26 **イ 世界とつながり、時代を切り開く「強くしなやかな自立型経済」**

27
28 次に、目指す姿2の『世界とつながり時代を切り開く「強くしなやかな自立型
29 経済』』について、「世界とつながる」ことは、沖縄県が持続的に発展するための
30 鍵である。

31 かつて琉球王国時代には、中国、東南アジア、日本とつながることで、独自の
32 国際ネットワークを構築し発展した。人、モノ、資金、情報等が地球規模で行き
33 交う現代にあっても、東アジアの中心に位置する沖縄県の特長は、様々な分野で
34 世界とつながる交流と共生の中で発揮することができる。⁴⁹

35 沖縄県は、沖縄の発展に寄与してきた交流ネットワークを生かす国際交流拠点
36 の形成を図るため、観光・経済・文化等の様々な分野の多元的な交流に資する施
37 策を推進している。⁵⁰

38 観光分野については、アジア諸国や欧米を中心に誘客活動を推進するほか、太

⁴⁸ 沖縄空手振興ビジョン（2018年3月）P-1引用、一部加筆

⁴⁹ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-20引用、一部加筆

⁵⁰ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-153引用、一部加筆。以下文化分野の記述まで同じ。

1 平洋・島サミットなど沖縄開催の意義を示すことができる分野の MICE やスポー
2 ツコンベンション等の積極的な誘致に取り組んでいる。

3 経済分野については、県内企業と海外企業との経済連携サポート支援を強化す
4 るとともに、沖縄県海外事務所、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO／ジェト
5 ロ）沖縄貿易情報センター等と連携した国際的なビジネス展開に取り組んでいる。

6 学術・文化・友好親善など様々な分野での国際交流については、東アジアの中
7 心に位置する地理的特性、自然的特性、独自の歴史的・文化的特性等を活かし、
8 福建省との友好県省やハワイ等との姉妹提携等に基づく交流を促進するととも
9 に、海外との新たな MOU（連携覚書）締結など地域間交流を促進するとしている。

10 文化の分野については、文化は交流により育まれ、互いの文化を理解し合うこ
11 とにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動
12 まで幅広い取組の強化を図っている。

13 また、国際的な文化交流イベントの開催や外国人向けの文化観光コンテンツの
14 発信など、県独自の文化プログラムの実施を通じて、多様な沖縄の文化を積極的
15 に発信し、国内・国外との文化交流に取り組んでいる。

16
17 ここまで述べた沖縄県の施策の方向性を踏まえつつ、沖縄の地域外交を通じて、
18 自立型経済の構築を目指すため、沖縄の持つソフトパワーを活用し、沖縄経済の
19 発展可能性や沖縄の観光地としての魅力を国内外に積極的に発信することにより、
20 沖縄への投資やビジネス展開、沖縄への観光旅行等に関心を持つ層を拡大させ
21 るとともに、民間企業による輸出促進や海外展開を後押しする等の取組を展開す
22 ることが重要である。

23 具体的には、県だけでなく自治体、企業、NGO・NPO、市民など様々な主体が地
24 域外交を展開することにより、地域のウェルフェアを極大化するとともに、経済
25 面でも地域間の経済交流をつなぎ合わせることで、地域経済の更なる発展を
26 図っていくことが必要である。

27 さらに、今後も引き続き発展することが見込まれるアジア経済の動きに適切に
28 対応することで沖縄経済が発展し、これが全国の経済活性化に波及する形に展開
29 することを目指し、外部から先進的な技術やビジネスモデルを取り込んでくる観
30 点が必要である。このことはアジアのダイナミズムを取り込み、沖縄県企業の稼
31 ぐ力の強化にも繋がっている。

32 この観点で、海外からの旅行者だけでなく、留学生や外国人就業者の取り込み
33 に対する県の考え方も整理する必要があるとともに、沖縄の重要な産業である観
34 光産業については、通常の観光に加え、ピースツーリズムの概念を取り入れ、新
35 たな観光の形態として検討する必要がある。

36 37 **ウ 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題に貢献する地域**

38 次に、目指す姿3の『世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題に貢
39 献する地域』について、沖縄県は、アジア・太平洋地域をはじめとする世界の島
40 しょ国・地域との連携・協力の推進など、本県と類似する地域特性を有する島し
41 ょ国・地域等との共生に向けて積極的な役割を担っていくことが重要である。⁵¹

⁵¹ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-21 引用、一部加筆

1 このため、沖縄県は沖縄の歴史と社会・経済の発展過程で培われてきた知見・
2 技術等を生かした世界の島しょ地域等との国際協力活動を国内外で展開し、国際
3 的課題に貢献する地域の形成を目指すとしている。⁵²

4 具体的には、JICA等の関係機関と連携を図りながら、環境・エネルギー、水道
5 及び土木建築、農林水産、保健衛生等の多様な分野における国際協力・貢献活動
6 の推進及び国際的な災害協力の推進に取り組むとしている。⁵³

7
8 ここまで述べた沖縄県の施策の方向性を踏まえつつ、国際協力の分野について、
9 沖縄は島しょ県などの特性から、世界の途上国が抱える課題の解決に繋がる知
10 見・技術等を有しており、この能力を効果的に活用して国際協力を積極的に行う
11 ことを世界にアピールすることができると考えられる。

12 具体的には、島しょ地域での平和構築、防災、インフラ、水資源管理、廃棄物
13 管理、エネルギー、保健医療等の課題を解決する技術や経験が有効である。近年
14 では、カンボジア地雷対策センターと沖縄県及び県立平和祈念資料館、県立博物
15 館・美術館との連携・協力など、沖縄の平和行政の力が国際協力に役立てる事例
16 も出てきており、今後も同様の課題を有する国・地域への協力・貢献する分野と
17 して有力と考えられる。

18 また、JICA 沖縄で研修を受ける海外からの研修員は開発途上国の官公庁職員が
19 中心であり、帰国して数年後、官公庁の要職に就くことも多い。このような研修
20 員との関係を研修後も継続していくことが重要であり、沖縄の地域外交の目的と
21 なる、各国・地域との関係づくりに有効である。

22 さらに、県内外で活動する NGO・NPO は、世界の貧困、教育、環境問題等への国
23 際貢献活動を活発に行っている。これらの NGO・NPO は相互に連携するためのネッ
24 トワークを有しており、沖縄の地域外交が国際協力、国際貢献を進める上で重要
25 なパートナーとして連携を図ることが非常に重要である。

26 これら国際協力・国際貢献の取組は、中長期的な視点で、地に足を付けた息の
27 長い取り組みを通じて、関係国・地域との信頼関係を醸成することに意義を見出
28 すべきであり、この観点から県内各層で若年者を含む多様なグローバル人材の育
29 成を図っていくことが必要である。

30 なお、多文化共生・外国人移民労働者への対応、難民・避難民の受入れ、海外
31 との交流、地域課題への取組については、NGO・NPO・大学・企業等、様々なセク
32 ターが協力しあうことによって、人権・平和の促進と、経済発展の創出など、ウ
33 インウィンの関係を築くことができると考えられる。

34
35 ここから、沖縄県の海洋政策と地域外交の関係性について整理していく。

36 平成 29 年 12 月の国連総会において、主に SDGs の目標 14「持続可能な開発の
37 ために海洋・海洋環境を保全し、持続可能な形で利用する」の実現に向けて、令
38 和 3 年からの期間を「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」と宣言する
39 決議が採択された。我が国では、令和 3 年からの 10 年間、海洋の持続的な開発に
40 必要な科学的知識、パートナーシップの構築等に向けた集中的な取組が実施され

⁵² 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（令和 4 年 5 月）P-154 引用、一部加筆

⁵³ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（令和 4 年 5 月）P-154-155 要約、一部加筆

1 るとしている。⁵⁴

2 海洋をめぐる国内外の潮流の中で、沖縄県周辺に広がる海域は、熱帯海域で黒
3 潮の本流に近く、生物多様性を育むサンゴ礁が発達している等の特性があり、次
4 世代に継承すべき海洋環境や自然生態系等は県民のみならず、国民、ひいては人
5 類共通の貴重な財産でもある。

6 沖縄県では、沖縄が有する地理的特性を最大限に発揮する見地から、「海域から
7 の発展と貢献」を新たな基本方向とし、海域における海洋環境・海洋資源の保全
8 と持続可能な活用の調和を図ることが重要であるとしている。

9 また、海域の利活用に向けて、海の恵みを利用した持続可能な社会経済開発で
10 ある「ブルーエコノミー」の先導的な展開として、海洋資源の有効利用、海底資
11 源に関する調査、再生可能エネルギーの導入促進、関連する共同研究や研究開発
12 等に取り組むこととしている。

13 さらに、こうした取組に加え、海域の保全・活用に関する新たな基本方向に沿
14 った持続可能な海洋島しょ圏の発展、海洋立国と国際社会への貢献、科学的知見
15 の充実や海洋人材の育成など我が国の海洋政策の新たな拠点となる「海洋政策セ
16 ンター（仮称）」の設置促進など、海洋政策を総合的に推進することとしている。

17
18 ここまで述べた沖縄県の施策の方向性を踏まえつつ、海洋政策、ブルーエコノミ
19 ーの分野について、沖縄の地域外交で役割を果たす可能性は十分にあると考える。

20 海洋政策やブルーエコノミーは国境を越えて広がる概念であり、関連する国・
21 地域間の連携・協力が必要となる。例えば海洋汚染対策については、中国、韓国、
22 台湾等の地方公共団体、NGO・NPO等の非政府部門の団体等が国境を越えて対話す
23 る機会を提供し、関係国・地域による連携・協力を検討する等の取組を沖縄が主
24 導して推進していくべきである。

25
26 次に、沖縄県が推進する「世界に誇れる島しょ型環境モデル構築」と地域外交
27 との関係性を整理する。

28 世界に誇れる島しょ型環境モデル構築は、「社会的共通資本」⁵⁵の理念を土台と
29 して、海洋、大気、森林、水等の「自然環境」、交通機関、上・下水道、電力、ガ
30 ス等の「社会的基盤」、教育、医療、金融等の「制度資本」の三つを重要な構成要
31 素と位置付け、これらは社会全体にとって共通の財産であるため、市場的基準で
32 はなく、人間中心の社会的な基準によって管理・運営されるべきとする考え方で
33 ある。これはSDGsの概念とも一致し、ウィズ／ポストコロナの新しい生活様式／
34 ニューノーマル（新たな日常）に対応する素地ともなるとしている。

35 また、人間活動と自然環境が調和する持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、
36 自然環境が社会的共通資本であることを踏まえ、再生可能エネルギー等のクリー
37 ンなエネルギーの導入促進、省エネルギー対策の強化、資源循環、新技術を活用

⁵⁴ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月）P-194-195 要約、一部加筆。以下5段落まで同じ。

⁵⁵ 社会的共通資本とは、すべての人々が、ゆたかな経済生活を営み、すぐれた文化を展開し、人間的に魅力ある社会を持続的、安定的に維持することを可能にするような社会的装置と定義される。

1 したモビリティの導入、地域循環共生圏⁵⁶の考え方に基づく環境と共生するまちづ
2 くり等に取り組むとしている。

3
4 このような沖縄県の取組は、沖縄から世界に誇れる環境調和モデルを創出しよ
5 うとするものであり、地域外交の観点でも国際社会の普遍的な課題へのア
6 プローチとして意義ある取組であり積極的に発信すべき事例であるとする。

9 II 戦略に紐づく主要プロジェクトについて

10 上記 I の戦略に関連する具体的な取組について、各委員から多くの提案がな
11 された。ここでは各委員から提案があった事項について、「平和」「経済」「国際協力・
12 貢献」「人材育成」「分野共通」の区分で整理し、速やかに実施できると考えら
13 れる事項から、一定の期間を要するプロジェクトまで系統的に示していく。

14 なお、ここで示す取組等は、基本的に沖縄県が主導し、関係者と連携して取り
15 組むものと想定する。沖縄県においては本提言の実現可能性等を前向きに検討し、
16 実施可能なものから積極的に取り組まれることを要望する。

17 一方、本提言後、沖縄県が基本方針を策定し、地域外交に関するプロジェクト
18 等を具体的に検討・実施する際には、県が主導するケースのみならず、地域外交
19 の理念を共有する企業、NGO・NPO、各種団体等の各主体からの提案を受けて検討
20 し、必要に応じて県から実施主体に対し支援を行う「ボトムアップ型」のケース
21 についても想定し、施策体系への位置づけ等を整理する必要がある。

22 23 1. 平和分野

24 (1) アジア太平洋の平和研究・平和教育機会の創出・拡大

25 26 ア 沖縄県内の大学、研究機関等による共同研究及び人材育成

27 沖縄県内の大学教員及び大学院生を中心に沖縄の平和研究および平和構
28 築人材育成の取組を開始し、これを継続して知識、ノウハウ等を蓄積する。

29 30 イ 平和研究や平和教育の拠点機能を設置・運営

31 上記アで蓄積した実績を踏まえ、県内 10 か所の大学等で構成する一般
32 社団法人大学コンソーシアム沖縄と連携して、沖縄県内に平和研究や平和
33 教育の拠点機能を設置し、運営する。

34 研究課題は、a. 東アジア平和秩序（和解含む）、b. 人間の安全保障（「命
35 どう宝」）、c. 「サウス」の理念・思想等を想定しつつ、ここまでの研究実績

⁵⁶ 地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすという考え方のこと。

から得られた知見等も踏まえ不断に検討していく。

ウ 「アジア太平洋学生平和対話」の実施

上記イまでの取組で得られた知見、人材、拠点機能を活用し、アジア太平洋地域の平和構築に向けた学術研究の取組を広く海外へ波及させるため、沖縄、日本、中国、台湾、韓国、モンゴル、ロシア、米国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN等から各国2、3名の学生を招待して数日かけて平和問題を徹底的に議論する場を設定する。実施の際は、対話の成果発表の場やフォローアップについても包括的に計画する。これら諸国・諸地域の学生たちが出会って、率直な議論をすること自体が、これらの諸国間に存在している相互不信を減らし、平和を準備するプロセスとなる（「オキナワ平和プロセス」の一要素となる）。

(期待できる効果)

ここまでの取組により、沖縄県内の平和研究や人材育成を充実させ、拠点機能の設置に繋がるとともに、これらの成果を活用して広く世界の若い世代に向けて継続的に発信し、共通認識を深めることにより、平和研究分野における沖縄の認知度や位置づけの向上に繋がる効果が期待できる。

(2) 広島、長崎と連携した平和発信の取組

ア 「トライラテラル平和会議」の開催

世界唯一の戦争被爆を体験した広島・長崎と、太平洋戦争有数の激戦地となり住民を巻き込んだ悲惨な地上戦を体験した沖縄の三者が連携し、日本から国際社会に恒久平和を発信するための「トライラテラル平和会議」を定期開催する。

会議には三者の市長・知事・平和博物館（広島平和記念資料館、長崎原爆資料館、沖縄県平和祈念資料館）の館長等の他、上記(1)の平和研究の取組に参画した研究者・学生等も参加し、研究成果を基に三者の知事等に意見や提言を行うなどにより、会議の議論を深化させていく。

また、毎会議後に、三者共同で国際社会向けの声明及び日本政府向けの提言を発表し、三者が有する国際ネットワーク（広島：平和首長会議、グローバルアライアンス、長崎：非核兵器地帯、日本非核宣言自治体協議会、沖縄：沖縄平和賞受賞者ネットワーク、ウチナーネットワーク等）を通じて広く世界に発信するとともに、日本政府に対し提言書を提出する。

さらに、本会議に賛同する国内外の地方自治体等からの発信を促進するとともに、下記イのピースツーリズムの取組と連動し、三者への現地訪問者数の増加及びSNS等による更なる発信拡大を目指す。

1 イ ピースツーリズム・ネットワークの構築

2 広島、長崎、沖縄の三者が協働して、平和の大切さを感じ、学ぶことを
3 主要目的とする観光形態（ピースツーリズム）を推進するための国内外の
4 自治体によるネットワークの構築を打ち出す。

5 平和学、観光学の専門研究者、戦争・平和関連施設関係者（戦跡、慰霊
6 碑、平和博物館等）、地方自治体等が連携し、各地・各施設共通のコンテン
7 ツ・メッセージを打ち出し、既存のコンテンツに加え、共同で発信してい
8 く。

9 併せて、現地の学生等との交流や対話の機会を設定するなど、より深く
10 平和を感じ考えたいというニーズに応える機会を創出、提供する。

11 次のステップとして、上記の取組で得られた情報やネットワークを基に、
12 旅行会社、航空会社、鉄道その他公共交通、宿泊施設等と連携し、新たな
13 旅行商品、もしくはオプションツアー商品としての可能性を検討し、可
14 能なものから商品化を目指す。

17 ウ 慰霊の日（6月23日）を核とした平和発信

18 沖縄では6月23日は組織的な戦闘が終わった日として、「慰霊の日」と
19 定められている。当日は沖縄全戦没者追悼式が開催され、総理大臣はじめ
20 国の要人等が出席して沖縄戦で亡くなった方の霊を慰める。

21 沖縄の平和を求める取組にとって非常に重要なこの日を中心にして、前
22 後1～2週間に平和に関する取組を集中的に実施し、世界に広く発信する
23 ことにより、6月23日を8月6日、8月9日と並んで日本を代表する平和
24 の日として国際社会に認知されることを目指す。

25 なお、この期間に実施する取組は、前年から1年間をかけて国内外の関
26 係者と取り組んできた様々な取組を総括して発表することも想定する。こ
27 れら全ての取組を例えば「オキナワ平和プロセス2024(仮)」等と表現して、
28 分かりやすく発信していくことも重要である。「オキナワ平和プロセス」と
29 は、沖縄戦の経験・教訓を思想化・普遍化していくプロセスであるといえ
30 よう。

32 (期待できる効果)

33 ここまでの取組により、上述(1)の学術研究と連動した三者連携の取組が
34 各地域の平和関連施設等の活性化に繋がり、さらに平和をキーワードにし
35 た国内外の人的交流の拡大が各地域の観光産業の活性化にも繋がる、とい
36 う好循環を創出する等の効果が期待できる。

37 また、慰霊の日において平和を希求する沖縄の心を海外向けに積極的か
38 つ分かりやすく発信することにより、6月23日と沖縄が国際社会に広く認
39 知され、8月6日の広島、8月9日の長崎との更なる連携に繋がる効果が
40 期待できる。

43 (3) 国際平和交流拠点の場の形成

1
2 **ア 「沖縄県立万国津梁情報交流センター（仮称）」の設置**

3 沖縄県の施設として、国際平和社会の構築を目的とする「万国津梁情報
4 交流センター（仮称）」を設置する。

5 同センターは、世界に広がる沖縄県系人（ウチナーンチュネットワーク）、
6 アジア太平洋諸国地域の人々、沖縄県内在住の外国人など、沖縄を取り巻
7 く国内外の関係者間の相互交流及び県民との交流の拠点となり、沖縄を核
8 とする人と人との繋がり（人間のネットワーク）の拠点として機能するこ
9 とを想定する。

10
11 **イ 「国立アジア太平洋多文化協働センター（仮称）」の設置**

12 これまでの取組の実績を踏まえ、沖縄県及び県内外の関係者から日本政
13 府に対し、「アジア太平洋多文化協働センター（仮称）」の設置を要請し実
14 現する。

15 同センターは、ハワイ在東西センターのような国際教育機関として運営
16 され、アジア太平洋地域を中心軸とする多様な文化の繋がり（多様性のネ
17 ットワーク）の確立に寄与するとともに、上述(1)イの県内平和研究拠点と
18 連動し、上述(2)アのトライラテラル平和会議の会場としても機能するこ
19 とを想定する。

20
21 **(期待できる効果)**

22 新施設の設立は沖縄県の新規プロジェクトとして国内外に広く報道され
23 るものと考えられるため、この機会を活かして沖縄の地域外交の各種取組
24 を海外に強力に発信することにより、沖縄の認知度が大きく向上する効果
25 が期待できる。

26 また、県内の国際交流、平和、経済、科学技術等の関係機関と効果的に
27 連携することにより、沖縄発の多面的、重層的な国際ネットワークが構築
28 され、沖縄の多様なソフトパワー等、沖縄県の地域外交の強みが広く世界
29 に向けて発信される効果が期待できる。

30 さらに、これらの取組を積み重ねることにより、将来的には国連をはじめ
31 とする平和関連国際機関の沖縄への誘致実現が期待される。

32
33 **(4) 海外の地方自治体との連携・共創**

34
35 **ア 国際的な地方自治体の連合組織の創設**

36 沖縄が主導して複数の海外地方自治体と連携する組織（仕組み）を構築
37 することを提案する。例えば、「環東シナ海平和自治体連合（仮称）」を沖
38 縄県が事務局となって設立し、参画する海外地方自治体と協議・議論を
39 重ねた成果として「東シナ海平和ビジョン（仮称）」等の共同声明を公表
40 し、賛同する海外地方自治体を募り、活動を広げていく等の取組が考え
41 られる。

イ 国内外の米軍基地所在地方自治体とのネットワークづくり

米国ハワイ州、グアム準州、韓国・京畿道その他、フィリピン、オーストラリア、ドイツ、イタリア等、米軍基地が駐留する国・地域の海外自治体が日常的、継続的に連絡を取り合い、情報共有できるネットワークを構築し、各地域に駐留する米軍基地による影響（騒音対策、事件事故対策、土壌汚染対策や返還跡地利用等）など共通する課題の解決・改善に活用することは有効である。

また、沖縄県が主導し、上述のネットワークに渉外知事会加盟都道府県を加えて国内外の米軍基地所在地方自治体による定期会議を開催し、各国・地域の状況に応じて政府や関係機関、米軍に働きかける等の取組に繋げることにより、基地負担軽減に向けた具体的なアクションとして打ち出すことができる。

(期待できる効果)

海外の地方自治体と連携・共創することを通して、「環東シナ海圏」という公共空間の認知とそのアイデンティティの確立により、係争を乗り越え、相互の対話と信頼に基づく東シナ海の秩序の安定が期待される。

そして米軍基地に起因する課題について沖縄県のみならず国内外の地方政府と共同で対応することにより、国際世論の喚起し交渉力を高めることで、問題の解決へいたることが期待される。

(5) 「東洋のジュネーブ」(平和の緩衝地帯)の形成

沖縄県が地域外交を効果的に推進することにより、アジア太平洋地域において、国際機関が集積し国際協調の場として機能しているスイスの「ジュネーブ」のような役割を果たせる可能性を有している。⁵⁷

このことを「可能性がある」とするのみならず、本章が示す上述の(1)から(4)までの取組等を継続的に実施し実績を積み重ねることにより、沖縄が主体的にその可能性を「高める」ことができると考える。

沖縄は中国、台湾、アジア等との歴史的関係や、悲惨な戦禍を経験したことを含めた多様性、包摂性を有する特性が国際的に認められ、国家の枠組みを超えた特別なエリア(平和の緩衝地帯)と位置付けられることにより、国際紛争を平和的な対話で解決を図る場所として機能し、アジア太平洋地域の平和と安全、経済発展に寄与できる存在となり得る。

具体的には、国際紛争の調整役として平和的な対話・協議を行う場としての機能を発揮することや、非武装地帯や中立地帯のように位置づけ、軍縮や脱軍事化によって武力紛争を予防し持続可能な平和を目指す拠点としての機能を発揮すること等が考えられ、ここまで述べた沖縄の拠点施設や国際ネットワークを効果的に活用することで実現可能性を高めることができる。

⁵⁷ 沖縄21世紀ビジョン(平成22年3月)P-10

1 (期待できる効果)

2 沖縄がアジア太平洋地域の平和構築に寄与する特別な地として国際社会
3 に認められ、実際にこれが機能して同地域の平和が確保されることにより、
4 沖縄自身の平和が確保されるのみならず、観光産業が安定的に発展し県外
5 からの投資が促進されるなどの経済面の効果や、文化、学術面等の人的交
6 流や国際協力・国際貢献等の地域外交の効果的な推進の上でも大きな効果
7 を発揮することが期待できる。
8
9

10 2. 経済分野

11
12 (1) 経済圏拡大に向けた地域外交

13
14 ア ウチナーネットワークのビジネス展開への活用促進

15 ここまで述べた通り、世界に42万人いるとされる海外の県系人のウチ
16 ナーネットワークは、沖縄にとって重要な無形の財産であり、同ネットワ
17 ークを人的交流だけでなく、国内外でのビジネス展開など、積極的に活用
18 していくこと、いわば「攻めの活用」が求められている。

19 本年、JICA 沖縄において、沖縄県内の企業8社をペルー、ボリビア、ブ
20 ラジルに派遣し、ウチナーネットワークを活用したビジネス展開の可能性
21 調査を実施し、沖縄から遠く離れた南米においても県内企業のビジネスチ
22 ャンスの種を見出すことができたとされている。

23 このような事例を踏まえ、今後、沖縄県において、世界のウチナーンチ
24 ュとの交流事業にビジネス展開の要素を加え、積極的に推進することが望
25 まれる。

26 例えば、第1段階として、これまで知事、副知事が中南米の沖縄県人会
27 を中心に訪問していた南米等へのキャラバン等について、従来の交流にビ
28 ジネスを組み合わせた内容に再編すること、ウチナーネットワークの活動
29 が活発な中南米の企業と沖縄県内の企業が定期的に往来し、新規ビジネス
30 の企画や商談に関する意見交換等を実施すること等が考えられる。

31 これらの取組により、海外と県内の企業間の認識の共有や一定の信頼醸
32 成が図られた後、具体的にビジネス上の連携を検討する段階において、物
33 流や人材の確保等の現実的な課題が生じてくる。

34 これらの課題に対応する第2段階の取組としてビジネスの検討にあたり
35 必要となる各種情報提供などを行うことや、沖縄県の既存事業である県系
36 人子弟研修事業の受入枠を拡充し、将来的に県内企業が海外展開する際の
37 現地支援者や共同事業者となり得る人材を育成すること等が考えられる。

38 これらの取組は県内中小企業へのきめ細かな対応が必要となることから、
39 沖縄県が主導して、県内経済関連団体、中小企業支援機関等と連携して実
40 施していくことが重要である。

41 なお、上記の取組の実施に当たっては、県系人子弟研修制度で来県する
42 人材のビザの種類等、より詳細に課題を検証することが求められる。

1
2 **(期待できる効果)**

3 上述のような段階的な取組を着実に進め、具体的なビジネスの成立実績
4 を積み重ねることにより、ウチナーネットワークにビジネスという新たな
5 価値が創出され、世界のウチナーンチュのブランド向上等の効果が期待で
6 ける。

7 また、県内の中小企業の視野が海外まで広がり、具体的なビジネス展開
8 に至らなかった企業でも、ウチナーネットワーク等を通じた様々な海外交
9 流への参画の機運が高まり、沖縄の地域外交のプレイヤーとして活躍する
10 等の効果が期待できる。

11
12 **(2) 沖縄県の海外事務所の活用**

13 沖縄県がアジアに6か所設置している海外事務所（ソウル、北京、上海、香
14 港、台北、シンガポール）は、主に観光誘客や県産品販路拡大、投資拡大など、
15 海外市場を取り込む観点で経済分野の活動を精力的に行っている。

16 また、知事等の海外訪問（トップセールス等）に当たっては、訪問先等との
17 事前調整や知事への同行、訪問後のフォローアップなどのきめ細かな対応が
18 必要なことから、海外現地の情報に精通し、人的ネットワークを有する海外事
19 務所の果たす役割は非常に大きいと考えられる。

20 このように、沖縄県の海外事務所は経済分野の最前線として非常に重要で
21 あることから、更なる機能強化を図っていく必要がある。

22 なお、海外事務所の機能強化を図る場合には、事務所のステータスや活動範
23 囲を十分に留意する必要がある。

24
25 **(期待できる効果)**

26 海外事務所の活動がこれまで以上に拡充・強化されることにより、観光等経
27 済分野の成果の増大が期待できる。

28 海外事務所から現地報道等の各種情報が沖縄県庁に報告され、分析されるこ
29 とにより、沖縄の地域外交の施策がさらに充実していくことが期待できる。

30
31
32 **3. 国際協力・貢献分野**

33 **(1) 沖縄の力を活かした国際協力・貢献活動の積極的な推進**

34 国際協力・貢献分野については、主に JICA 沖縄が主導し、沖縄県が連携す
35 る形で取り組んできたが、沖縄県が地域外交として海外の国・地域との関係を
36 構築する観点で、従来の取組に加え、沖縄県が主導し、又は主体的に国際協力
37 等を推進することが望まれる。

38 これを踏まえ、以下の取り組みを提案する。

39
40 **ア 沖縄県主導による JICA 実施研修への参加者追加**

41 JICA 沖縄が実施する既存の研修に対し、沖縄県が地域外交の観点で必要
42 と考える国・地域に働きかけて同研修に参加を促す等の取組を行う。

1 参加者の追加に向けて相手方と緊密に調整することや、所要経費を沖縄
2 県が負担すること等により参加者の国・地域との関係構築に繋げていく。

4 イ 沖縄県主体で新たに国際協力研修を実施

5 沖縄県が今後の関係構築を進めたい国・地域のニーズに応じた分野、又
6 は沖縄県が主体的に推進したい分野を設定し、これに関する研修を県主体
7 で新たに企画し、実施する。

8 研修の企画等に当たっては、豊富な知識・ノウハウを有する JICA 沖縄と
9 緊密に連携し、支援を受けつつ実施する等により、沖縄県として研修のノ
10 ウハウ等を積み重ねていく。

12 ウ 来沖研修・留学等、沖縄滞在経験者のネットワーク構築

13 JICA 沖縄では開発途上国から毎年 400 名近い研修員を受入れ、沖縄・日
14 本の知見や技術等を相互に学ぶ研修を実施している。研修員の多くは各国
15 政府の中堅職員であり、帰国後に政府の要職に就く可能性があるとして
16 いることから、沖縄と当該国との信頼関係を構築する観点で、JICA 研修経
17 験者と継続的に連絡を取り合えるネットワークを構築し、活用していくこ
18 とは重要である。

19 また、JICA 研修のほかにも、沖縄科学技術大学院大学 (OIST) を始めと
20 する県内大学等に在籍する留学生や、総務省所管の CLAIR を通じて沖縄県
21 や県内市町村に派遣されている国際交流推進員など、一定期間沖縄に滞在
22 する外国人の方々が存在することから、これらの方も含めてネットワーク
23 に参加してもらうことにより、沖縄県側との情報交換のみならず、参加者
24 相互の意見交換等を通じて、より沖縄への理解と関心が高まっていくと考
25 えられる。

26 さらに、同ネットワークの効果や持続性を高めるためには、連絡先をリ
27 スト化し定期的に情報提供する等のみならず、滞在中に県内家庭へのホー
28 ムステイ、伝統芸能や伝統空手等の沖縄文化を体験する機会を提供し、沖
29 縄への理解と愛着を深めていただけるよう取り組むことや、帰国後の現地
30 での同窓会立ち上げ、定期的なホームカミング会議を開催するなどの仕掛
31 けが必要と考える。

33 エ JICA 海外協力隊員を「沖縄 PR 大使 (仮称)」に任命

34 JICA 海外協力隊は民間外交のプレイヤーとして非常に大きな役割を担っ
35 ており、沖縄出身の海外協力隊員の多くは、派遣国で沖縄の文化・良さを伝
36 えたいという意思を持っているといわれる。

37 このような状況を踏まえ、沖縄県が派遣予定の協力隊員に呼びかけ、希望
38 される方に「沖縄 PR 大使 (仮称)」として任命することにより、任命された
39 協力隊員が派遣先において沖縄の魅力を発信し、現地における沖縄の認知度、
40 好感度等の向上に貢献していただくような取組が必要である。

42 (期待できる効果)

43 国際協力・国際貢献について、主に JICA 沖縄が主導してきたこれまで

1 の取組に加え、新たに沖縄県による主体的な取組が推進されることにより、
2 沖縄県全体として取組が質・量ともに拡充されることが期待できる。

3 また、協力相手方国・地域の自治体等との信頼関係や研修・留学等沖縄
4 滞在経験者との継続的な関係の構築が図られ、海外の地方自治体等におけ
5 る沖縄の認知度・信頼度等の向上や、海外における個人としての「沖縄フ
6 ァン」が増加し、沖縄の海外向け発信力の強化に繋がる等の効果が期待で
7 ける。

9 (2) NGO・NPO と連携した国際協力活動の促進

10 国際協力活動においては、沖縄県が率先して近隣諸国における人権や平和等
11 のグローバルな課題に取り組む市民レベルの国際活動等を促進していくこと
12 が重要である。

13 また、多文化共生の分野において、NGO・NPO は外国人移民労働者への支援、
14 難民・避難民の受入れ、海外との交流、地域課題解決に向けた取組等を行っ
15 ている。

16 これらの取組については、NGO・NPO と大学、企業等の様々なセクターが連携・
17 協力することにより、人権・平和の促進に加え、難民・避難民の雇用機会の創
18 出を経済発展に繋げるなど、NGO・NPO と様々なセクターがウィンウィンの関係
19 を築いていくことが望ましい。

22 4. 人材育成

23 (1) 地域外交推進に関わる人材の育成

24 外交は人が行うものであることから、沖縄県が地域外交を効果的かつ持続
25 的に推進するための最も重要な要素は人材の育成・確保である。短期的には県
26 庁職員、市町村職員の育成等に取り組みつつ、中長期的には、学生等若年層に
27 対し、グローバル人材として育成し、将来、沖縄県への貢献の意識を高めるた
28 ための各種教育プログラムの提供等に精力的に取り組む必要がある。

29 また、育成したグローバル人材が能力を存分に発揮できる環境の整備が今
30 後の大きな課題と考える。この課題の改善、解決に向けて、まずは沖縄県庁に
31 において取り組み、その成果を県内市町村や県内民間団体等に広げていく等、着
32 実に段階を踏んで実績を積み重ねる取組が必要である。

33 このような考え方を踏まえ、沖縄県が実施すべき具体的な取組について、
34 学生等若年層向け、県庁職員、県内自治体職員向けの順に以下に示す。

36 ア 学生等、若年層を対象とした人材育成等

38 ① 学生へのグローバル経験機会の提供

39 まず、現在、県が実施している高校生、大学生等を対象とした人材育成
40 プログラムの拡充が考えられる。

41 既存の取組の拡充に当たっては、沖縄からの留学者数及び海外留学生
42 の沖縄への受入れ者数を日本国内で最多にする等の高い目標をもって、積

1 極的な姿勢で取り組んでいただきたい。

2 また、国際理解教育としてオンラインによる交流事業を実施すること、
3 海外又は国内の大学の国際関係学部を沖縄に誘致すること、県立高校に先
4 端的な「国際関係科」を設置すること（すでに国際科はあるが）などによ
5 り、県内においてもグローバル体験が可能となるような環境づくりに取り組
6 む必要がある。

7 なお、国際理解教育、グローバル人材の育成の観点では、小学校、中学
8 校、高校の教員の海外派遣等による経験が非常に有効であることから、教
9 員の JICA 海外協力隊への積極的な参加促進や海外協力隊経験者の教員採
10 用を進めることも重要である。

11 加えて、NGO・NPO と大学・学校が連携し、人権や平和等のグローバル
12 な課題に取り組む市民活動に対する沖縄の若者の関わりを促進すること
13 等も国際理解教育の観点で重要である。

14
15 ② 就職支援

16 国家公務員や国際機関職員への就職を希望する県内の有望な若手人材
17 について、国関係省庁や国内国際機関へのインターン制度、各国政府の費
18 用負担で国連をはじめとする国際機関が若手人材を受け入れる JPO 派遣
19 制度などの周知や、活用奨励に取り組み、県独自の支援策についても検討
20 する必要がある。

21
22 ③ 県内企業の若手社員

23 県内企業職員等についても、沖縄から世界に視野を広げ、自社の強みを
24 活かしたビジネスチャンスや国際協力・国際貢献等にチャレンジする機会
25 が増えることが望ましい。例えば、海外の日本企業等に協力を求め、現地
26 企業等への短期研修派遣などを実施することが考えられる。

27
28 **イ 県庁職員、市町村職員を対象とした人材育成等**

29
30 ① 沖縄県職員・県内市町村職員等の待遇改善

31 国際的業務を行う能力、意識が高いと認められた職員に対して、国際専
32 門職として認定し、給与・手当面の優遇、配属先の考慮等の対応を行う
33 ことにより、職員のモチベーションの向上と人材の円滑な確保が期待さ
34 れる。また国際会議や研修への参加や海外事業の実施等においても、積
35 極的に若手職員を活用し、機会を与えるべきである。

36 加えて、外務省が地方自治体から人材を受け入れ、外務本省2年、在
37 外公館2年勤務する人事交流制度である外交実務研修への派遣を拡充す
38 ることや、JICA 海外協力隊や途上国向け研修への参加や、JETRO、CLAIR
39 等の国関係機関の海外事務所への短期研修派遣などについても、人材育
40 成の観点の意義とともに、国との連携を図る観点でも重要と考える。

41 他にも、諸外国の若手公務員との交流などの機会を設けることも、若
42 手職員の国際感覚を磨く上で有用である。

1 (期待できる効果)

2 地域外交の基礎となるグローバル人材の育成は、地域外交の担い手が質・
3 量とも拡充される直接的な効果のほか、人材交流を通じて、相手方の国・
4 地域の学生・関係者等の沖縄に対する理解も深まるので、持続的な信頼関
5 係構築に資する効果が期待できる。

6
7 5. 分野共通の取組

8
9 (1) 沖縄のプレゼンス向上を目指す取組

10 沖縄県はこれまでも国際関係施策を推進してきたが、今年度から地域外交
11 室を設置し、県として改めて地域外交を強力に推進するとしている。本万国津
12 梁会議は沖縄県の地域外交のあるべき方向性等について提言し、これを受け
13 て沖縄県は地域外交基本方針策定する。この機会に策定した基本方針を国内
14 外広く発信し、沖縄の地域外交の理念、ビジョン等をしっかりとアピールし、
15 沖縄のプレゼンスを向上させることを重要である。

16 この観点で沖縄県が検討すべき取組を以下に示す。

17
18 ア 国際会議の開催、国際機関の誘致等

19 ① 国際会議の開催

20 沖縄の地域外交を国際社会にアピールする上で、最も効果が高い取り
21 組みの一つとして、国際会議の開催があげられる。国家間の元首クラスを
22 含めたハイレベル会議、事務レベル会議、また、地方自治体が中心となる
23 会議などの積極的な誘致が必要である。

24 一方、会議の開催は数ではなく内容（テーマ）及び成果が重要である。
25 平和、島しょ性、観光等、沖縄の特性やソフトパワーを活かせる分野の国
26 際会議を開催していくことが望ましい。この意味で、G7サミットなど包
27 括的な議論が行われる会議に加え、太平洋・島サミットなどの会議も、沖
28 縄の地域外交の観点で意義深いものと言える。

29
30 ② 国際組織の事務局の誘致

31 既存の国際機関のアジア事務所等は、国内においては首都圏に集中し
32 ているが、福岡市の国連人間居住計画（UN-HABITAT）地域事務局、神戸市
33 の国連防災計画（UNCRD）駐日事務所など、地方に事務局を設置している
34 場合もあることから、例えば人権や平和等のテーマを扱う国際機関の事務
35 局については、沖縄への誘致の可能性があると考えられる。

36
37 ③ 沖縄を世界に発信する象徴的なイベント等の実施

38 国際社会全体から見た沖縄の存在感は現時点では小さいと言わざるを
39 得ないことから、京都議定書を策定した COP3 会議⁵⁸の時の京都や東日本

⁵⁸ 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）（1997年12月開催）

1 大震災の直後に国連防災世界会議⁵⁹が行われた仙台などの事例を参考に、
2 例えば平和をテーマとした国際会議やイベントを開催し、沖縄の国際社会
3 への認知度を向上させる等の取組は目に見える効果が期待できると考え
4 る。⁶⁰

6 イ 海外の地方自治体との連携・共創

- 7
8 ① 姉妹・友好都市提携自治体との定期サミット・実務者会議の開催
9 沖縄県は米国のハワイ州、ブラジルの南マットグロッソ州、ボリビア
10 のサンタクルス州、中国の福建省を姉妹・友好都市を締結している。

11 これらの海外自治体との定期的な会議を行うことで平和交流や経済
12 交流、国際協力等に繋げていく。知事会議（サミット）と実務者会議を
13 兼ねた形式で自治体トップの意思疎通と実務レベルの具体的な検討を
14 行うことができる。

15 このような会議の実績を積み重ねることにより、環太平洋地方自治体
16 会議（仮称）や広域平和会議（仮称）等への拡大を目指すことも可能で
17 ある。

20 ウ パブリック・ディプロマシー

- 21 ① インフルエンサー⁶¹、オピニオン・リーダー等との連携

22 地域外交の相手方となる国・地域の市民レベルまで沖縄の価値を認
23 知してもらうためには、沖縄県や市町村、関係機関等との連携した取組
24 を着実に実施することに加え、各種メディアや SNS 等を通じて影響力
25 のあるインフルエンサーやオピニオン・リーダー等と連携して情報発
26 信等を行うことが有効である。

27 また、沖縄平和賞は、沖縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太
28 平洋地域の平和の構築・維持に貢献した個人・団体を顕彰するものであ
29 る⁶²ことから、同賞の意義を世界に向けて広く発信するとともに、地域
30 の平和に貢献した海外の人物、団体等に平和賞を授与して、大きく報道
31 発表することにより沖縄の地域外交をアピールするなど、同賞の戦略
32 的な活用も検討するべきである。

- 33
34 ② 沖縄を拠点とした韓国・北朝鮮、中国・台湾との関係構築
35 国際的な関係構築が難しいこれらの国・地域について、琉球王国時代

⁵⁹ 国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議（2015年3月仙台市で開催）

⁶⁰ 海外の類似事例：ダボス（スイス）、リヨン（仏）、済州島（韓）、シャルム・エル・シェイク（エジプト）などの国際会議開催都市、オスロ（オスロ合意）等

⁶¹ インフルエンサーとは、世間や人の思考・行動に大きな影響を与える人物のことを指す。

⁶² 沖縄平和賞 HP から引用、一部加筆

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwananjo/heiwa/11116.html>

1 からの歴史的な関係を有する沖縄の優位性を活用し、スポーツや文化
2 等を通じて良好な関係を継続することにより、平和構築に向けた機運
3 醸成等にもつなげていく。このことは沖縄及び日本のみならず、双方の
4 国・地域においても価値のあることと考える。

6 (2) 沖縄県の海外事務所の活用と所在地域との交流促進

7 沖縄県がアジアに6か所設置している海外事務所（ソウル、北京、上海、香
8 港、台北、シンガポール）は、主要業務である商工・観光分野の他、歴史・文
9 化、学術研究、県系人関係などの幅広い分野での活動が行われている。

10 また、米国ワシントン D.C. の海外事務所においても、主要業務である米軍
11 基地問題分野の他、アジア事務所と同様の活動が行われている。

12 さらに、知事等の海外訪問（トップセールス等）に当たっては、訪問先等と
13 の事前調整や知事への同行、訪問後のフォローアップなどのきめ細かな対応
14 が必要なことから、海外現地の情報に精通し、人的ネットワークを有する海外
15 事務所の果たす役割は非常に大きいと考えられる。

16 このように、沖縄県の海外事務所は地域外交の最前線として非常に重要で
17 あることから、既存の事務所の強化に加え、インド、東南アジア等、新たな地
18 域への展開についても前向きに検討し、実現に向けて取り組む必要がある。

19 なお、海外事務所の機能強化を図る場合には、事務所のステータスや活動範
20 囲を十分に留意する必要がある。

21 またグッドプラクティスの共有などをつうじた海外事務所間の横の連携の
22 強化も、各事務所の能力強化に有効であろう。

24 (3) その他のアクターとの連携

25 ア 外務省との連携

26 前述の通り、外務省は、地方自治体や地域で様々な国際的な取組を積極
27 的に行う各種団体について、外交上の重要なプレイヤーとしての役割を
28 果たしているとし、オールジャパンでの総合的外交力を強化するため、
29 このような取組を進める地方や地域との連携を強化する各種の取組を積
30 極的に実施している。

31 また、地方自治体や地域の団体等を支援する施策の3つの柱として、①
32 地方の魅力を世界に発信する場の提供、②地方の国際的取組への支援、
33 ③地方の国際交流に関する情報交換の場の提供を推進するとしている。

34 この支援施策のうち、沖縄県がすぐに活用できるものとして、外国の日
35 本大使館等の在外公館施設を活用した地方の魅力発信プロジェクトや地
36 方の魅力発信セミナー、駐日外交団による地方視察ツアーや交流プログ
37 ラム等を提案する。沖縄の地域外交をより効果的、持続可能なものとし
38 するためにも、このような外務省の施策に積極的に参画し、国と連携した
39 取組を積み重ねていくことが重要である。

41 イ 他の地方自治体との連携

42 沖縄県が地域外交の観点で連携すべき国内の地方自治体としては、平和
43 分野では前述した広島県、広島市、長崎県、長崎市の他、包括連携協定

1 を締結し、松代大本営地下壕を有する長野県等が考えられる。

2 また、沖縄が主導して国内の地方自治体に参画を呼びかけ、より多様な
3 分野の地域外交に連携して取り組むことも大きな意義がある。

4 参画可能性のある自治体として、「地域外交課」を設置している静岡県
5 や群馬県、「都市外交」を掲げる東京都、「大使館外交」を掲げる栃木県
6 など「外交」という名称を施策として掲げている県をはじめ、外務省の
7 地方連携事業に積極的に参画している都道府県、市町村等についても可
8 能性があると考えられる。これら自治体が協働して地域外交に取り組む
9 ことは、沖縄のみならず日本全体の外交の力なると確信できる。

10 また、国内の自治体の中で沖縄と協調する相手方を見出す貴重な機会し
11 ても意義があることと考える。

12

13

14

1 (9) 推進体制・推進方法

2 3 ①県庁内の体制

4 5 ア 地域外交課

6 沖縄県庁が地域外交を展開するにあたり、各部門が地域外交基本方針に沿って推
7 進する各種取組について、その情報共有を図り全体を調整し取りまとめる司令塔の
8 存在が必要である。

9 この観点から、現在の地域外交室を人的体制・予算を補強して、地域外交課に格上
10 げし、その業務に県庁三役の強力なコミットメントがあることが適当と考える。

11 また、地域外交課が司令塔の役割を果たすため、国際協力・貢献事業の窓口機能を
12 地域外交課に移管することも検討すべきと考える。

13 14 イ フォローアップ体制（成果目標の設定など）

15 (ア) フォローアップの仕組みについて

16 地域外交は、中長期的な取組であることから、絵に描いた餅にならないため
17 にも実践的かつ強力な実施体制とともに、フォローアップ体制も必要となる。

18 フォローアップのためには、目標を設定することも必要であるが、検証作業
19 の負担軽減を図るために、フォローアップの仕組み自体はシンプルにするこ
20 とが適当である。

21 アドバイザリーボードの設置など、外部有識者から意見を聞く仕組みは必
22 要であるが、ステークホルダー（現場レベルの実務者等）から意見を聞く方法
23 は、各部門の既存の会議を活用することなども検討し、効率性及び持続性を考
24 慮すべきである。

25 なお、アドバイザリーボードの設置については、「地域外交推進アドバイザ
26 ー会議」の常設も検討する。

27 (イ) 成果目標の設定について

28 予算の制約や施策の持続性を踏まえ、定量的な指標だけでなく、定性的（質
29 を重視する）な指標を置くことも検討する必要がある。

30 目標となる数値を設定し、この数値の上昇を想定し評価する指標では、成果
31 が捉えにくい取組もある。例えば、NGO・NPOの活動の目的の一つはアウェア
32 ネス（＝社会の認識を変える）であり、そのような活動の本質に着目し成果を
33 検討すると、単純に数値が右肩上がりになることを前提とする指標では、その
34 成果を正確には表せない。

35 質的な部分で沖縄らしさを見せることができる指標設定をするとよいので
36 はないか。

37 経済指標についても「数・量」のみで追うのではなく「質・内容」といった
38 観点も取り入れ検討する必要がある。

39 また、観光に関する経済指標のうち観光収入は、県外・国外から収入を得る
40 機会であるため、自立型経済を確立するうえでも重要な指標と考える。一方
41 で、沖縄が持続可能な観光を目指す観点から、単純な観光客数の増加ではな
42 く、一人当たりの滞在日数の長期化や消費額の増加など、沖縄が豊かになるこ

1 とを踏まえた指標を整備できるとよい。

2 なお、県民経済計算上、観光収入は移入として扱われることから、沖縄の自
3 給率を高め、県民所得を増加させるという観点からも重要な指標と考えられ
4 る。

5 海外留学派遣者数とは沖縄県内の学生ということと理解されるが、大学の
6 研究者による海外交流も含めるべきである。この場合、研究交流をどう定量的
7 に把握するかがポイントとなる。

8 9 **ウ 海外事務所の強化**

10 海外事務所は、各国・地域の調査、情報収集と、現地政府等との人間関係づくりな
11 ど、地域外交を進める上で重要な拠点である。したがって、既存の海外事務所の機
12 能・能力を強化するために、各事務所に配属する県庁プロパー職員の定員数を増や
13 すことが望まれるが、大使館の派遣員又は専門調査員に相当する期限付きポストを
14 設けることも一案である。

15 また、戦略的に重要性が高まる国・地域への海外事務所の新設も検討すべきであ
16 り、例えばインドなどが候補になるだろう。

17 また、地域外交課が沖縄県の地域外交の調整役として機能するためには、海外事
18 務所の活用は不可欠である。一方で事務所のステータスや現地政府から認可されて
19 いる活動範囲に鑑み、所管部署との連携の在り方を検討すべきと考える。

20 21 **エ 地域外交政策の研究・強化**

22 地域外交政策を強化するため、大学研究者への地域外交に関する研究助成事業を
23 設け、地域外交の理論研究、比較研究、歴史研究などを通して、県への政策提言を行
24 う仕組みを作ることが考えられる。

25 また、沖縄県内に地域外交に資するシンクタンク機能を設置することを提案した
26 い。現在の世界全体の国際情勢や東アジア情勢を分析し、これを地域外交の戦略と
27 プロジェクトに効果的に反映させていく機能と、同シンクタンクに必要な人材を含
28 め、グローバル人材の育成機関を第3セクター又は既存機関への委託等により実施
29 することで、その年のニーズに合った各種施策やプロジェクト等を立案することが
30 可能となると考える。前述した「国際平和研究機構（仮称）」は、このような地域外
31 交に関するシンクタンク機能を担うことが期待される。

32 33 **オ 地域外交に関する文書の管理体制**

34 地域外交に関する文書を適切に保管、管理して引き継いでいくことは、地域外交
35 能力の強化にもつながり、必要である。沖縄県公文書館を活用し、その保存、管理の
36 みならず、十分な公開も進めることで、過去の地域外交のあり方を検証可能とする
37 ことは、民主主義社会を担保するという意味でも重要である。

1

2

参考資料

3

4

5

6

1 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議 委員名簿

7

8

2 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の設置目的

9

1 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議委員名簿 2 (50音順)

	氏名	組織・役職名	備考
1	イタキ フミヒロ 井瀧 史洋 ☆	日本貿易振興機構（JETRO）沖縄貿易情報センター所長	経済
2	カンザワ ジロウ 官澤 治郎	元外務省沖縄事務所副所長 かんざわ英進塾、沖縄グローバルセンター代表	外交
3	キミジマ アキヒコ 君島 東彦 ★	立命館大学 国際関係学部 教授	平和
4	クボタ ユカ 久保田 有香	日本 ASEAN センター事務総長補佐	ASEAN 関係
5	クラシナ カズコ 倉科 和子	独立行政法人国際協力機構（JICA）沖縄センター所長	国際協力
6	コマツ ヒロシ 小松 寛	成蹊大学アジア太平洋研究センター 主任 研究員	歴史・学術
7	タカヤマ チョウコウ 高山 朝光	元沖縄県政策調整監 沖縄ハワイ協会東西センター沖縄同窓会 顧問	平和
8	トミカワ モリタケ 富川 盛武	元沖縄県副知事 那覇空港ビルディング株式会社 会長	経済
9	マタヨシ セイキョ 又吉 盛清	沖縄大学客員教授	歴史・学術
10	ミズサワ メグミ 水澤 恵	NPO 法人国際協力 NGO センター事務局長	国際協力

3 ★印：委員長 ☆印：副委員長

1 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議について

1 沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議の設置について

沖縄県では、沖縄県が有する歴史、地理的特性、自然環境に基づく優位性や、観光、経済、環境、保健・医療、教育、文化、平和など多様な分野で築いてきた知識や経験、ネットワーク等を最大限に活用し、アジア・太平洋地域の平和構築と相互発展に向け積極的な役割を果たしていくため、独自の地域外交を展開することとしています。

このため、自治体や民間団体等の様々な実施主体の取組を包括し、沖縄県の地域外交の方向性などを定める「沖縄県地域外交基本方針（仮称）」を今年度中に策定することとしています。

同基本方針の策定に際し、幅広い分野の有識者等から助言、提案等を受けるため、沖縄県の地域外交に関する万国津梁会議を設置することとしました。

2 同万国津梁会議の有識者に助言、提案を求める点について

地域外交基本方針には、沖縄県独自の地域外交の定義や、方向性（目指す姿）、戦略などを示すこととしております。

これらの内容に関してご意見やご提言等をいただくほか、基本方針に沿って沖縄県が地域外交を推進する際の取り組み内容に関する提案などをいただきたいと思いますと考えております。

1. 万国津梁会議について

①設置目的（万国津梁会議設置要綱 第1条より）

沖縄21世紀ビジョンにおける5つの将来像を実現し、「新時代沖縄」を構築するためには、更なる政策の推進を図る必要があることから、各分野の有識者等から意見を聴くため「万国津梁会議」を設置する。

【参考：沖縄21世紀ビジョンにおける5つの将来像】

- ◆ 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- ◆ 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- ◆ 希望と活力にあふれる豊かな島
- ◆ 世界に開かれた交流と共生の島
- ◆ 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

②万国津梁会議の所掌事務（万国津梁会議設置要綱 第2条より）

- (1) 人権・平和に関すること
- (2) 情報・ネットワーク・行政に関すること
- (3) 経済・財政に関すること
- (4) 人財育成・教育・福祉・女性に関すること
- (5) 自然・文化、スポーツに関すること